

茨城県報第1760号

平成18年3月30日

木 曜 日

次

規 則

ペー :	ジ
茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課)3	
(教育委員会)	
茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則11	
(人事委員会)	
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則12	
職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則14	
職員の旅費に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則19	
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	
職員の修学部分休業に関する規則20	
告 示	
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更 (財政課)	
悪臭防止法の規定に基づく規制地域の一部改正 (2件) (環境対策課)21	
騒音規制法の規定に基づく地域の指定等の一部改正 (環境対策課)21	
振動規制法の規定に基づく地域の指定等の一部改正 (環境対策課)21	
騒音規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境対策課)21	
振動規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境対策課)22	
民生委員協議会を組織する区域の一部改正 (厚生総務課)	
民生委員の定数の一部改正 (厚生総務課)22	
茨城県保健医療計画及び二次保健医療ごとの地域保険医療計画の一部変更 (厚生総務課)23	
結核予防法第36条の規定による医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課)29	
更生医療を担当する医療機関の指定 (障害福祉課)	
身体障害者福祉法に指定する医師の指定 (障害福祉課)31	
身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課)	
身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退 (障害福祉課)	
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更 (障害福祉課)	
身体障害者福祉法に規定する指定居宅支援事業者の変更 (障害福祉課)34	
知的障害者福祉法に規定する指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	
知的障害者福祉法に規定する指定居宅支援事業者の変更 (障害福祉課)	
指定医療機関の内容変更 (2件) (障害福祉課)35	

埋葬等の取扱要領の一部改正 (生活衛生課)	36
茨城県工業技術センター研修生要項の一部改正 (産業技術課)	36
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	43
大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)	44
平成18年度の普通職業訓練短期課程 (離転職者訓練,委託訓練活用型デュアルシステム) に係る訓練	
科, 訓練生の定員及び訓練期間等 (職業能力開発課)	45
平成18年度の普通職業訓練短期課程 (障害者委託訓練) に係る訓練科, 訓練生の定員及び訓練期間等	
(職業能力開発課)	47
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	48
森林病害虫等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表 (林業課)	50
茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (漁政課)	50
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	52
道路の供用の開始 (7件) (道路維持課)	53
自転車専用道路等の指定 (道路維持課)	55
水防管理団体の指定 (河川課)	55
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (3件) (都市整備課)	55
事業計画の変更の認可 (6件) (下水道課)	57
茨城県民木造住宅等建設資金 (マイハウス資金) 利子補給金交付要項の一部改正 (住宅課)	60
公所及びか所の一部改正 (出納第一課)	62
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	62
土地改良区役員の就任 (土地改良事務所)	62
更正換地処分の届出 (土地改良事務所)	62
換地処分の旨の届出 (土地改良事務所)	63
土地改良法に基づく換地処分 (2件) (土地改良事務所)	63
(教育委員会)	
茨城県立歴史館資料取扱要項の一部改正	
茨城県立歴史館入館及び施設使用取扱要項の廃止	63
(公安委員会)	
少年指導委員の活動区域の変更	64
公告	
争議行為の予告通知の公表 (労働政策課)	
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課)	
基本測量の終了 (用地課)	
都市計画法による命令 (建築指導課)	
開発行為の工事完了 (14件) (建築指導課)	
道路の位置の指定 (2件) (建築指導課)	
落札者等の公示 (中央病院)	68
訓 令	
茨城県庁議規程の一部を改正する訓令(政策審議室)	69
(教 育 委 員 会)	

規則

茨城県規則第15号

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県中小企業高度化資金貸付規則(昭和43年茨城県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、中小企業者その他の事業者が行う連携又は事業の共同化に係る事業、中小企業の集積の活性化 に寄与する事業等(次条において「中小企業高度化事業」という。)のために必要な資金を貸し付けることにより、中小企業者その他の事業者の事業活動の基盤の整備を図ることを目的とする。

第2条の見出しを「(貸付対象事業等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

中小企業高度化事業のために貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の貸付対象事業,貸付けの相手方及び貸付対象施設等は、別表第1の事業の種類の欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ当該各欄に掲げるとおりとする。

第2条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「別表に規定する範囲内」を「20年(3年以内の据置期間を含む。)以内」に、「貸付対象者」を「貸付けの相手方」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 貸付けの割合は、別表第2の貸付けの種類の欄に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ同表の貸付けの割合の欄に掲げるとおりとする。
- 3 貸付金の利率は、年0.80パーセントとする。ただし、別表第3に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、無利子とする。

第5条中「速やかに」を「,速やかに」に改める。

第6条第2項中「売買契約又は」を「売買契約若しくは」に改める。

第10条中「, 借主」を「借主」に改める。

第12条第3項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第15条第2項中「第19条」を「, 第19条」に改める。

第17条第1項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第3項中「その他」を「、その他」に改める。 別表を次のように改める。

別表第1 (第2条第1項関係)

事業の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方	貸付対象施設等
1 経営革新計 画承認グルー プ事業	独立行政法人中小企業基盤 整備機構法施行令(平成16 年政令第182号。以下「政 令」という。)第2条第1 項第1号イに規定する事業 のうち,経営革新のための 事業であつて,別に定める 基準に適合するもの	経営革新計画承認グループ 事業を実施する者	経営革新計画承認グループ 事業の用に供する土地,建物(関連施設を含む。以下同じ。),構築物(関連施設を含む。以下同じ。)又は設備であつて別に定める基準に適合するもの
2 異分野連携 新事業分野開 拓計画認定グ ループ事業	政令第2条第1項第1号イに規定する事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のための事業であつて、別に定める基準に適合するもの	異分野連携新事業分野開拓 計画認定グループ事業を実 施する者	異分野連携新事業分野開拓 計画認定グループ事業の用 に供する土地,建物,構築 物又は設備
3 下請振興事 業計画承認グ ループ事業	政令第2条第1項第1号ロ に規定する事業であつて別 に定める基準に適合するも の	下請振興事業計画承認グルー プ事業を実施する者	下請振興事業計画承認グルー プ事業の用に供する土地, 建物,構築物又は設備であ つて別に定める基準に適合 するもの
4 総合効率化 計画認定グル ープ事業	政令第2条第1項第1号八 に規定する事業であつて, 別に定める基準に適合する もの	総合効率化計画認定グルー プ事業を実施する者	総合効率化計画認定グルー プ事業の用に供する土地, 建物,構築物又は設備
5 施設集約化事業	次の各業 (1) 項第2 会	施設のいすする。 (2) (3) 業第のでは、 (4) (4) (5) (4) (7) (5) (5) (6) (7) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備(別に定めるものを除く。)

	次	和 另1700 与 十	130日 (水曜日) 5
6 連鎖化事業	基準の (4) 日本 (4)	の特定中小事業者とともに、資本の額若しくは出資の大部分の出資をして設立する会社(中小企業者である会社の出資をしている。) ている会社をいう。以下同じ。) は事業を行う次の各号のいずれかに該当する者(1) 事業協同組合会(2) 出資会社	連鎖化事業の用に供する共同施設(本部となる施設に限る。)に係る土地,建物,構築物又は設備
7 共同施設事業	あつて、別に定める基準 に適合するもの 次の各号のいずれかに該当 する事業 (1) 政名事業 1 項第 2 号イに規定する事業 1 項第 2 号イに規令第 2 8条第 1 項第 3 ち、省令第28条第 1 可する事業であって、する事業準に別にもの第 2 号に規定するを表する事業である。 を選挙を表する事業のである。 では、別にののでは、別には、別にののでは、別にののでは、別にののでは、別にののでは、別には、別にののでは、別には、別には、別には、別には、別には、別には、別には、別には、別には、別に	共同施設事業を行う次の各 号のいずれかに該当する者 (1) 特定中小企業団体(政 令第2条第1項第2号イ に規定する特定中小企業 団体をいう。以下同じ。) (2) 企業組合又は協業組合	共同施設事業の用に供する土地,建物,構築物又は設備
8 経営改革事業	次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 政令第2条第1項第2 号イに規定する事業のうち、省令第28条第1項第	経営改革事業を行う次の各 号のいずれかに該当する者 (1) 特定中小企業団体 (2) 出資会社	経営改革事業の用に供する 土地,建物,構築物又は設 備

6	茨 城 県	報 第 1760 号 平	成18年3月30日 (木曜日)
	1 か又術の改小中電報しいう賃項改該別る 号ち3の に別の関係がは開発を業企計理組「にるい業をののののでは開かなが体にを併又員予をない。のののでは開かな業が体にを併又員予をない。のののでは開かな業がはにを併又員予をしている。ののののでででは関いては、一つのでは関係では、一つのでは、一ついでは、一つのでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一		
9 設備リース 事業	政令第2条第1項第2号イ省の令第2条第第1項第2号第1項第35号、1項第35号、1号、1号、2号、第1項第2号、第1号、第1号、第1号、第1号、第1号、第1号、第1号、第1号、第1号、第1	設備リース事業を行う特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備であつて別に定める 措置を講じたもの
10 企業合同事業	次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 政令第2条第1項第2号ハに規定する事業のうち、省令第30条第1項第2号から第6号までに掲げる基準のいずれかに適合する事業であつて、別	企業合同事業を行う合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備

	に定める基準に適合する もの (2) 政令第2条第1項第2 号二に規定する事業のうち,省令第31条第1項第 4号から第8号までにに がる基準のいずあでにに 合する事業準に もの (3) 政令第2条第1項第2 号ホに規定する事業である もの で別に定める基準に適合するもの		
11 集団化事業	政令第2条第1項第3号に 規定する事業であつて別に 定める基準に適合するもの	集団化事業を行う次の各号のいずれかに該当する者 (1) 事業協同組合又は協同組合連合会 (2) 事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者,企業組合又は協業組合	集団化事業の用に供する土地,建物,構築物又は設備であつて別に定める基準に適合するもの
12 集積区域整 備事業	政令第2条第1項第4号に 規定する事業であつて別に 定める基準に適合するもの	集積区域整備事業を行う次の各号のいずれかに該当する者 (1) 事業協同組合又は協同組合連合会 (2) 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 (3) 前2号に掲げる組合又はその連合会の組合員等である中小企業者	集積区域整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて別に定める基準に適合するもの
13 地域産業創造基盤整備事業	政令第2条第2項第1号に 規定する事業であつて別に 定める基準に適合するもの	地域産業創造基盤整備事業 を行う次の各号のいずれか に該当する者 (1) 特定会社(政令第2条 第2項第1号に掲げる特 定会社をいう。以下同じ。) (2) 公益法人 (3) 商工会等(政令第2条 第2項第1号に規定する 商工会等をいう。以下同 じ。) (4) 市町村	地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地,建物, 構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。)であって別に定める基準に適合するもの
14 商店街整備 等支援事業	政令第2条第2項第2号に 規定する事業であつて別に 定める基準に適合するもの	商店街整備等支援事業を行 う次の各号のいずれかに該 当する者 (1) 特定会社 (2) 公益法人 (3) 商工会等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。)であつて別に定める基準に適合するもの

15 地域産業創 法第15条第1項第15号に規 地域産業創造基盤整備活性 地域産業創造基盤整備活性 造基盤整備活 定する業務のうち、同項第 化事業を行う次の各号のい 化事業の用に供する土地, ずれかに該当する者 性化事業 3号八に掲げる業務に係る 建物,構築物又は設備(こ 事業として、過去に地域産 (1) 特定会社 れに附帯する施設を含む。) (2) 公益法人 業創造基盤整備事業を行つ であつて別に定める基準に た特定会社, 公益法人, 商 (3) 商工会等 適合するもの 工会等又は市町村が、中小 (4) 市町村 企業者の経営環境の変化に 対応するため又は既存施設 の陳腐化、老朽化等を解消 するために施設を再整備す る事業 (地域産業創造基盤 整備事業に該当するものを 除く。) であつて, 別に定 める基準に適合するもの 16 商店街整備 法第15条第1項第15号に規 商店街整備等活性化支援事 商店街整備等活性化支援事 等活性化支援 定する業務のうち、同項第 業を行う次の各号のいずれ 業の用に供する土地,建物, 事業 3号八に掲げる業務に係る かに該当する者 構築物又は設備 (これに附 事業として,過去に商店街 (1) 特定会社 帯する施設を含む。) であ 整備等支援事業を行つた特 (2) 公益法人 つて別に定める基準に適合 (3) 商工会等 定会社, 公益法人又は商工 するもの 会等が, 中小企業経営環境 の変化に対応するため又は 既存施設の陳腐化, 老朽化 等を解消するために施設を 再整備する事業 (商店街整 備等支援事業に該当するも のを除く。) であつて、別 に定める基準に適合するも

別表第1の次に次の2表を加える。

 \mathcal{O}

別表第2 (第2条第2項関係)

	貸付けの種類	貸付けの割合
1 小規模事 業者貸付け	別表第1の11の項又は12の項に掲げる事業のうち、小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。)に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下)の会社、個人、企業組合又は協業組合をいう。以下同じ。)が専有する施設に係る貸付け	整備資金 (貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し, 造成し,又は整備するため に必要な資金をいう。以下 同じ。) の100分の90以内
2 広域貸付け	別表第1の6の項,7の項又は9の項から11の項までに掲げる事業のうち,当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け	整備資金の100分の80以内。 (ただし、小規模事業者貸付けに該当する場合は、整備資金の100分の90以内)
3 施設再整備貸付け	次の各号のいずれかの要件に該当するもの (1) 別表第1の1の項から12の項までに掲げる事業に係る資金の貸付けを過去に受けた中小企業者が、新分野への進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係る貸付け (2) 別表第1の11の項に掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会が同項の事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け	次の各号に掲げる貸付けの 区分に従い、それぞれ当該 各号に掲げる貸付けの割合 (1) 小規模事業者貸付け、 広域貸付け(小規模事業 者貸付けに該当する貸付け、別表第1の2の項に 掲げる事業に係るものに 限る。)に該当する貸付け (100分の90以内 (2) 広域貸付け(小規模事業者貸付けに該当する け 100分の90以内 (2) 広域貸付け(小規模事業者貸付けに該当する のを除く。)又は普通貸付けに該当する貸付ける事業に係るものを除く。)に該当する貸付け、100分の80以内
4 普通貸付 け	別表第1の1の項から12の項までに掲げる事業のうち1の項から3の項まで、5の項又は6の項に掲げる貸付けの種類以外のもの又は別表第1の13の項から16の項までに掲げる事業に係る貸付け	整備資金の100分の80以内。 ただし、別表第1の2の項 に掲げる事業に係る貸付け の場合は、整備資金の100 分の90以内
5 災害復旧 貸付け	別表第1に規定する事業のうち,災害を受けた事業用施設の 復旧を図るものであつて,別に定める基準に適合するもの	整備資金の100分の90以内
6 緊急健康 被害等防止 貸付け	別表第1に規定する事業のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、別に定める基準に適合するもの	整備資金の100分の90以内

別表第3 (第2条第3項関係)

茨

城

県

- (1) 別表第1の5の項に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくは協業組合の組合員等又は合併会社の合併者若しくは出資会社の出資者の3分の2以上の者が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けであつて、別に定めるもの
- (2) 別表第1の7の項又は11の項に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付けであつて、別に定めるもの
- (3) 別表第1の8の項に掲げる事業であつて、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号) 第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第10条 第3項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な 利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)第20条第2項に規定する中小企業 承認事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- (4) 別表第1の11の項又は12の項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付けであつて、別に定めるもの
- (5) 別表第1の1の項,3の項から5の項まで,7の項,8の項,11の項又は12の項に掲げる事業のうち,災害の発生を未然に防止し,又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであつて,別に定めるもの
- (6) 別表第1の7の項又は12の項に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。) 第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、別に定めるもの
- (7) 別表第1の11の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき 実施する事業に係る資金の貸付けであつて、別に定めるもの
- (8) 別表第1の5の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、別に定めるもの
- (9) 別表第1の8の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理 計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- (10) 別表第1の6の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき 実施する事業に係る資金の貸付け
- (II) 別表第1の5の項,7の項,11の項又は12の項に掲げる事業のうち,中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて,別に定めるもの
- (12) 別表第1の4の項,5の項,7の項,10の項,11の項又は12の項に掲げる事業(別表第1の5の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行う事業に限る。)のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、別に定めるもの
- (13) 別表第1の7の項,8の項,10の項又は11の項に掲げる事業のうち,特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成9年法律第28号)第8条第2項に規定する承認高度化等計画,同法第10条第2項に規定する承認進出計画又は同法第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて,別に定めるもの
- (14) 別表第1の7の項,8の項又は11の項に掲げる事業のうち,中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて,別に定めるもの
- (15) 別表第1の5の項,7の項,11の項又は12の項に掲げる事業(別表第1の5の項に掲げる事業にあつては,特定中小企業団体の行う事業に限る。)のうち、中心市街地活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- (16) 別表第1の1の項又は5の項から11の項までに掲げる事業のうち、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成11年法律第18号) 第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、別に定めるもの
- (17) 別表第1の3の項から9の項まで又は11の項に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第7条第2項に規定する承認振興事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け(当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上の者が承認振興事業計画に記載された中小企業者であるものに限

る。)

(18) 別表第1の2の項、13の項又は14の項に掲げる事業に係る資金の貸付け

城

- (19) 別表第2の5の項に規定する災害復旧貸付け
- ② 別表第2の6の項に規定する緊急健康被害等防止貸付け

茨

様式第1号中「(第3条)」を「(第3条関係)」に、「貸付を」を「貸付けを」に、「写」を「写し」に改める。

様式第2号中「第5条」を「第5条関係」に、「中小企業高度化資金貸付に」を「中小企業高度化資金貸付けに」 に、「中小企業総合事業団法」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」に改める。

様式第3号中「(第6条第1項)」を「(第6条関係)」に、「契約書等の写」を「契約書等の写し」に、「帳簿の写等」 を「帳簿の写し等」に、「領収書の写」を「領収書の写し」に改め、同様式備考中「写」を「写し」に改める。

様式第4号中「(第8条)」を「(第8条関係)」に、「茨城県中小企業高度化資金貸付規則」を「、茨城県中小企業 高度化資金貸付規則」に改め,同様式別紙2中「支払い」を「支払」に,「写」を「写し」に改める。

様式第5号中「(第9条)」を「(第9条関係)」に、「下記」を「、下記」に、「こと」を「こと。」に改める。 様式第6号中「(第13条第2項)」を「(第13条関係)」に改める。

様式第7号中「(第16条)」を「(第16条関係)」に、「茨城県中小企業高度化資金貸付規則」を「、茨城県中小企業 高度化資金貸付規則」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨城県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸し付けら れている資金については、なお従前の例による。

(教育委員会)

茨城県教育委員会規則第24号

茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月30日

茨城県教育委員会委員長 佐 藤 守 弘

(茨城県教育庁組織規則等の一部改正)

第1条 茨城県教育庁組織規則(昭和46年茨城県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1総務課の部中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項から第32項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1高校教育課の部中第20項を第21項とし、第14項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の 1項を加える。

14 教育情報ネットワークに関すること。

別表第1生涯学習課の部第2項中「その他」を「その他の」に改め、同部第7項中「県水戸生涯学習センター」 の次に「、県県北生涯学習センター」を加える。

別表第3学校教育課の部第4項の次に次の1項を加える。

5 青少年教育,成人教育その他の社会教育に関すること。

(茨城県水戸生涯学習センター管理規則の一部改正)

第2条 茨城県水戸生涯学習センター管理規則(平成5年茨城県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正す る。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

(茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則の一部改正)

第3条 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則 (平成9年茨城県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(茨城県県南生涯学習センター管理規則の一部改正)

第4条 茨城県県南生涯学習センター管理規則 (平成9年茨城県教育委員会規則第21号) の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(茨城県県西生涯学習センター管理規則の一部改正)

第5条 茨城県県西生涯学習センター管理規則 (平成6年茨城県教育委員会規則第17号) の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(人 事 委 員 会)

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖三郎

茨城県人事委員会規則第4号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則 (昭和29年茨城県人事委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。 第15条を第16条とする。

第14条第2項中「, 第25項及び第27項」を「及び第26項から第28項まで」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第7条,第8条並びに第10条」を「第8条,第9条並びに第11条」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「再任用短時間勤務職員の年次休暇の日数は」を「短時間勤務職員の年次休暇の日数は」に、「再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を」を「短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を」に、「再任用短時間勤務職員にあつては」を「短時間勤務職員にあつては」に、「再任用短時間勤務職員の勤務時間(」を「再任用短時間勤務職員の勤務時間(」を「再任用短時間勤務職員の勤務時間又は同条第3項の規定に基づき定められた任期付短時間勤務職員の勤務時間(これらの勤務時間に」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 県費負担教職員(県費負担教職員の休日休暇条例第1条に規定する県費負担教職員をいう。以下同じ。),特別職に属する地方公務員,他の地方公共団体の職員(県費負担教職員を除く。),国家公務員若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項に規定する特定法人の業務に従事する者又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員若しくは第15条第1項に規定する1年以上勤務した第14条に定める職員(以下この項において「県費負担教職員等」という。)であった者で1月2日以降引き続き職員となったものの年次休暇の日数は、職員となった日の前日における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(この項に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項,第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定によ

り採用された職員をいう。)又は任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年 法律第48号。以下「任期付職員法」という。) 第3条第1項若しくは第2項,第4条若しくは第5条の規定により 採用された職員をいう。) である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数) とする。

第6条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「の下欄」を削り、同条第6項中「又は 第28条の6第1項」を「若しくは第28条の6第1項」に改め、「若しくは第2項」の次に「又は任期付職員法第3条 第1項若しくは第2項,第4条若しくは第5条」を加え,「再任用後の勤務」を「採用後の勤務」に改め,同条第7 項中「再任用後の勤務」を「採用後の勤務」に改め、同条を第7条とする。

第5条第3項中「別表第1第30項」を「別表第1第31項」に改め、同条を第6条とする。

第4条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(療養休暇)

第3条 条例第6条の規定による療養休暇は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最小限度の期 間与えるものとする。

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、第36項を第37項とし、第25項から第35項までを1項ずつ繰り 下げ、第24項の次に次のように加える。

25 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る 子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者 の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養 育のため勤務しないことが相当であると認められる 場合

出産予定日前の8週間 (多胎妊娠の場合は14週間) 目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日ま での期間内で5日の範囲内で必要と認める日又は時 間

別表第2及び別表第3中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

別表第4中「第6条第2項関係」を「第7条第2項関係」に改める。

別表第5中「第6条第5項関係」を「第7条第5項関係」に、

- 1														
	2日	1日	1日	2日	3 日	3 日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日	・を
г														J
•	2 日	1日	1日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7日	7日	8日	
	1日		1日	1日	1日	2日	2日	2日	3 日	3 日	3日	4日	4日	ار
	•			•	•	•	•		•					1

改める。

別表第6中「第6条第5項関係」を「第7条第5項関係」に、

16時間	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日	・を
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に

Γ												
15時間を超え16 時間以下	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
14時間を超え15 時間以下	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
13時間を超え14 時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	4日	4日	5日	5日	6日	6日	7日
12時間を超え13 時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	4日	4日	5日	5日	6日	6日	7日
11時間を超え12 時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	3日	4日	4日	5日	5日	6日	6日
10時間を超え11 時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	3日	4日	4日	5日	5日	6日	6日
9 時間を超え10 時間以下		1日	1日	2日	2日	3日	3 日	3日	4日	4日	5日	5日
8 時間を超え 9 時間以下		1日	1日	2日	2日	3日	3 日	3日	4日	4日	5日	5日
7時間を超え8 時間以下		1日	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日
6 時間を超え 7 時間以下		1日	1日	1 🛭	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日
5 時間を超え 6 時間以下		1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日	3日	3 日	3日
4 時間を超え 5 時間以下		1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日	3日	3 日	3日
3 時間を超え 4 時間以下			1日	1日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日
2 時間を超え 3 時間以下			1日	1日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日
1 時間を超え 2 時間以下						1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
1 時間						1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日

改め、同表備考中「の下欄」を削る。

別表第7中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖三郎

茨城県人事委員会規則第5号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則 (昭和37年茨城県人事委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「他の給料表」の次に「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)第8条に規定する給料表」を加え、「及び別表第1の2」を「から別表第1の3」に改め、同条第2項中「6級」を「4級」に、「5級」を「3級」に改め、同項第1号中「11級」を「9級」に、「10級」を「8級」に改め、同項第2号中「9級」を「7級」に、「8級」を「6級」に、「7級」を「5級」に改め、同条第3項第1号中「11級」を

「9級」に,「10級」を「8級」に改め,同項第2号中「9級」を「7級」に,「8級」を「6級」に,「7級」を「5 級」に改め、同条第4項中「4級」を「3級」に改める。

第4条を次のように改める。

(国内旅行甲地方の範囲)

- 第4条 条例別表第1の1の表の備考に規定する人事委員会規則で定める地域とは、東京都の特別区の存する地域並 びに大阪市,名古屋市,横浜市,京都市及び神戸市のうち,一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年法律第95 号) 第11条の3第2項第1号から第4号までに規定する地域手当の級地(次項において「特定級地」という。)と する。
- 2 条例別表第1の1の表の備考に規定する人事委員会規則で定めるものとは、前項に規定する地域以外の地域で、 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市のうち,特定級地とする。 第5条第1項第2号中「, または, 外国への旅行に伴う支度のため」及び「または支度料」を削る。 第12条第1項の表第11項を次のように改める。

Male A	
11 削除	

第12条第1項の表中

16 東京事務所に勤務する職員 (駐在する職員を含 む。)

17 削除

18 東京農産物販売推進センターに勤務する職員

を

16 東京都の区の存する地域内に勤務又は駐在する 職員

17 削除

18 削除

に改める。

第13条第1項中「旅行をする場合」の次に「又は同項の表第24項に掲げる職員が旅行をする場合」を加え、同項第 1号中「の2分の1に相当する額」を削り、同号の表を次のように改める。

	公用車等を利	公用車等を利用する旅行	
旅行区分	行程 8 km以上16km未満又は	行程16km以上又は 8 時間以	行程 8 km以上又は 5 時間以
	5 時間以上 8 時間未満	上	上
額	300円	440円	300円

第13条第1項第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同号の表を次のように改める。

旅行区		公用車等を利	公用車等を利用する旅行				
	県外		県	内	 在勤公署から	在勤公署から	
分	陸路25km未満	陸路25km以上	陸路25km未満	陸路25km以上	14割公省がら 50km未満	在動公者から 50km以上	
額	880円	1,760円	440円	880円	300円	600円	

備考

- 1 県外とは在勤公署所在地の都道府県外を、県内とは在勤公署所在地の都道府県内をいう。
- 2 旅行の路程の計算については、鉄道4km,水路2kmをもって、それぞれ陸路1kmとみなす。

第13条第3項第1号中「属する」の次に「旅行区分」を加え、同号の表を次のように改める。

茨

旅		公用車等を利用しない旅行										
旅行区分	県外			県内			公用車等を利用する旅行					
地域区分	甲地方 乙地方 甲地方		乙‡	也方	甲地方 乙地方		也方					
宿泊夜数による区分	14泊 まで	15泊 以上	14泊 まで	15泊 以上	14泊 まで	15泊 以上	14泊 まで	15泊 以上	14泊 まで	15泊	14泊 まで	15泊 以上
額	10,500円	9,600円	9,600円	8,700円	9,600円	8,700円	8,700円	7,800円	9,300円	8,400円	8,400円	7,500円

備考

- 1 県外とは在勤公署所在地の都道府県外を、県内とは在勤公署所在地の都道府県内をいう。
- 2 甲地方とは、第4条に規定する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は乙地方に宿泊したものとみなす。
- 3 宿泊地を異にして旅行した場合のこの表の適用については、その宿泊地を異にして旅行した日から新たに 起算するものとする。

第13条第3項第2号中「ついては」の次に「,当該職員の旅行の区分に応じ」を加え,「の陸路25km以上の欄」及び「(在勤地内の場合はその2分の1の額)」を削る。

第14条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「第12条第1項の規定の適用を受ける職員のうち、同項の表第24項に掲げる」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

付則第4項中「10号給」を「13号給」に改める。

別表第1中「(再任用職員」の次に「及び任期付職員」を加え、同表行政職給料表の欄中「11級」を「9級」に、「10級」を「8級」に、「9級」を「7級」に、「8級」を「6級」に、「7級」を「5級」に、「6級」を「4級」に、「5級」を「5級」に、「6級」を「4級」に、「5級」を「7級」を「7級」を「6級」を「7級」を「7級」を「6級」を「7級」を「6級」を「7級」を「6級」を「7級」を「6級」を「5級」を「5級」を「7級」を「6級」を「6級」を「5級」を「5級」を「4級」に改め、同表教育職給料表(一)の欄中「16号給」を「41号給」に、「15号給」を「40号給」に、「13号給」を「37号給」に、「12号給」を「36号給」に、「10号給」を「33号給」に、「9号給」を「32号給」に改め、同表教育職給料表(二)の欄中「24号給」を「88号給」に、「10号給」を「33号給」に、「23号給」を「88号給」に改め、同表教育職給料表(三)の欄中「27号給」を「101号給」に、「13号給」を「45号給」に、「26号給」を「100号給」に改め、同表を療職給料表(一)の欄中「, 病院長、病院の副院長若しくは中央病院がんセンター長」を削り、「病院長等」を「センター長等」に、「6号給」を「13号給」に、「5号給」を「12号給」に改め、同表備考中「職員を」の次に「、任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(同法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。)を加える。

別表第1の2行政職給料表の欄中「11級」を「9級」に、「10級」を「8級」に、「9級」を「7級」に、「8級」 を「6級」に、「7級」を「5級」に、「6級」を「4級」に、「5級」を「3級」に改め、同表公安職給料表の欄中 「10級」を「9級」に、「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に、 「5級」を「4級」に改め、同表医療職給料表 (一) の欄中「、病院長、病院の副院長若しくは中央病院がんセンター 長」を削り、「病院長等」を「センター長等」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の3 (第3条)

行政職給料表の職務区分に対応するその他の給料表の適用を受ける任期付職員の職務区分表

行政職給 料表	任期付職 員行政職 給料表	任期付職 員海事職 給料表	任期付職 員教育職 給料表 (一)	任期付職員教育職給料表(二)	任期付職 員医療職 給料表 (一)	任期付職 員医療職 給料表 (二)	任期付職 員医療職 給料表 (三)	任期付職 員福祉職 給料表
9級及び 8級の職 務にある 者	9級及び 8級の職 務にある 者				4級の職 務にある 者			
7級, 6 級及び5 級の職務 にある者	7級, 6 級及の職務 にある者	6級, 5 級及び4 級の職務 にある者	4級の助る	4級の助る 務にある 者	3級の職 務にある 者	76務者5務者課長分主員任長あ(『お級級に並級にの長,室任又栄のる以長い及のあびのあう,取長専は養職とううび職るに職るち科手,門主係に者下」)	76務者5務者課長分主員任長あ(『お級級に並級にの長,室任又栄のる以長い及のあびのあう,取長専は養職とううび職るに職るち科手,門主係に者下」)	5務者級にの祉ン課に(「と級に及のあう相タ長あ以課いのあう相タ長あ以長う職る4務者福セの職者下」)
4級及び 3級の職 務にある 役付の郡 にある者	4級及の 3級の 務に のの で の の る 者	3級の職 務にある 者			2級のある 者ののの る 者ののの の の の る ち の の の る ち の の の る ち る ち る	5 長くび職る職者(を)級に付あのあのる	5 長くび職る職者(を)級に付あのあのる	4務者を及のあのる級に(除び職る職る長)級に付あ
4級以下の職務にある者(役付の職にある者を除く。)	4級以下 の職務に ある者 (役付の 職にある 者を除く。)	2級以下 の職務に ある者	2級以下 の職務に ある者	2級以下 の職務に ある者	2 級以下 の職務に ある者 (役付の 職にある 者を除く。)	5級以下 の職務に ある者 (役付の 職にある 者を除く。)	5級以下 の職務に ある者 (役付の 職にある 者を除く。)	3級以下 の職務に ある者 (役付の 職にある 者を除く。)

別表第2様式第3号中

ı	支	厚	ŧ	料		_
	旅	行	雑	費		を
_						.]
	旅	行	雑	費		に

改める。

別表第4中

<u> </u>		_
(1) 条例第16条第1項第4号に規定する寝台料金	その支払を証明するにたる書類	
(1の2) 条例第17条に規定する航空賃	(1)に掲げる書類 (支払つた旅客運賃が明らかであ	
	る場合等で支出命令者等が証明を要しないと認め	を
	た場合を除く。)	

г			
•	(1) 条例第7条ただし書に規定する経路及び方法	公務上の必要または天災その他やむを得ない事情	
	によつて旅行した場合の旅費	を証明する書類	
	(1の2) 条例第16条第1項第4号に規定する寝	その支払を証明するにたる書類	ات
	台料金		
	(1の3) 条例第17条に規定する航空賃	(1の2) に掲げる書類	

改める。

'	(5) 条例第21条に規定する食卓料	(1)に掲げる書類	を」
Γ	(5) 条例第21条に規定する食卓料	(1の2) に掲げる書類	に

改める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の旅費に関する規則(以下「改正後の規則」という。)は、次項に定めるものを除 き、平成18年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によ る。
- 3 改正後の規則第4条, 第13条第1項 (同項の表第24項に掲げる職員が旅行をする場合に係る部分に限る。) 及び 同条第3項並びに第14条の規定は、平成18年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に 完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び 同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成18年3月30日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖三郎

茨城県人事委員会規則第6号

職員の旅費に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則

職員の旅費に関する規則の特例に関する規則 (平成8年茨城県人事委員会規則第13号) は、廃止する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖三郎

茨城県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(昭和26年茨城県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第12条第1項第4号中「第12条」を「第10条」に改める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

······

職員の修学部分休業に関する規則を公布する。

平成18年3月30日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖三郎

茨城県人事委員会規則第8号

職員の修学部分休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例 (平成18年茨城県条例第2号。以下「条例」という。) 第3 条第1項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項に規定する人事委員会規則で定める手当及び数)

第2条 条例第3条第1項に規定する人事委員会規則で定める手当は、月額で支給される特殊勤務手当とし、同項に 規定する人事委員会規則で定める数は、152とする。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

茨城県告示第371号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

全国自治宝くじ事務協議会規約 (昭和30年茨城県告示第330号) の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「静岡市」の次に「, 堺市」を加える。

付 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

······

茨城県告示第372号

昭和50年10月1日茨城県告示第1033号で告示した悪臭防止法 (昭和46年法律第91号) 第3条の規定に基づく規制地域の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制地域の範囲 (4)中「土浦市」の次に「(平成18年2月20日に効力を生じた合併後の土浦市をいう。以下同じ。)」を加える。

······

茨城県告示第373号

平成10年3月31日茨城県告示第361-3号で告示した悪臭防止法 (昭和46年法律第91号) 第3条の規定に基づく規制 地域の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制地域の範囲中 (3) 新治村のうち次の表に掲げる地域を削り、(4) 谷和原村のうち次の表に掲げる地域を (3) 谷和原村のうち次の表に掲げる地域に改める。

······

茨城県告示第374号

昭和50年10月1日茨城県告示第1035号で告示した騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づく 地域の指定等の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域中「全域」の次に「(土浦市にあっては、平成18年2月20日に効力を生じた合併後の土浦市の全域)」を加える。
- 2 指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準 備考4中「行政区画その他の地域」の次に「(土浦市にあっては、平成18年2月20日に効力を生じた合併後の土浦市の行政区画その他の地域)」を加える。

茨城県告示第375号

昭和53年3月23日茨城県告示第373号で告示した振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づく 地域の指定の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1の③中「土浦市」の次に「(平成18年2月20日に効力が生じた合併後の土浦市をいう。)」を加える。

茨城県告示第376号

平成8年3月14日茨城県告示第318号で告示した騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づく 地域の指定の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。 平成18年3月30日

茨

茨城県知事 橋 本 昌

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域中「,新治郡新治村」を削る。

······

茨城県告示第377号

平成8年3月14日茨城県告示第321号で告示した振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づく 地域の指定の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域中「,新治郡新治村」を削る。

茨城県告示第378号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成 18年3月27日から施行する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

表中「鉾田市大洋地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次のように加える。

つくばみらい市伊奈地	青木,青古新田,足高,新戸,板橋,伊丹,市野深,伊奈東,弥柳,大和田,小島新
区民生委員児童委員協	田, 小張, 神住新田, 上島, 上平柳, 神生, 山王新田, 山谷, 紫峰ヶ丘 3 . 4 . 5丁
議会	目,下島,下平柳,重右工門新田,城中,善助新田,高岡,戸崎,戸茂,中島,中平
	柳,長渡呂,長渡呂新田,野堀,東栗山,奉社,福田,福原,豊体,武兵衛新田,狸
	穴,南太田,狸渕,谷井田,谷口,陽光台1.2.3丁目
つくばみらい市谷和原	細代,寺畑,杉下,西ノ台,西ノ台南,小絹,筒戸 (内宿・追分・下馬木・古箸),
地区民生委員児童委員	筒戸 (馬場・御出子), 平沼, 絹の台1.2.3.4.5.6丁目, 東楢戸, 西楢戸,
協議会	西丸山,古川,成瀬,加藤,川崎,宮戸,下小目,鬼長,上小目,新田正角,下長沼,
	上長沼,日川,真木,田村,押砂,樛木,箕輪,十和,北袋,仁左衛門新田,福岡
	(根新田・中曽根・水門), 福岡 (寺町・共和・花輪・戸崎), 台, 北山, 南, 中原,
	坂野新田,富士見ヶ丘1.2.3.4丁目,紫峰ヶ丘1.2丁目,陽光台4丁目

制定文中「鉾田市」を「鉾田市, つくばみらい市」に、「鉾田市担任」を「鉾田市担任, つくばみらい市担任」に 改める。

茨城県告示第379号

平成16年8月19月茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

表中鉾田市の項の次に次のように加える。

つくばみらい市 73 68 5

表中伊奈町及び谷和原村の項を削る。

······

茨城県告示第380号

平成16年3月31日茨城県告示第504号で告示した茨城県保健医療計画及び二次保健医療ごとの地域保健医療計画の 一部を次のように変更し、平成18年3月31日から実施する。

なお、この計画書は、下記により縦覧に供する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧場所

(1) 茨城県保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

水戸市笠原町993番2

茨城県水戸保健所

ひたちなか市新光町95番地

茨城県ひたちなか保健所

常陸大宮市蛯賀2978番地の1

茨城県常陸大宮保健所

日立市助川町2丁目6番15号

茨城県日立保健所

鉾田市鉾田1367番地の3

茨城県鉾田保健所

潮来市大洲1446番地の1

茨城県潮来保健所

龍ケ崎市光順田2983番地の1

茨城県竜ケ崎保健所

土浦市下高津2丁目7番46号

茨城県土浦保健所

つくば市松代4丁目27番地

茨城県つくば保健所

筑西市甲114番地

茨城県筑西保健所

常総市水海道森下町4474番地

茨城県水海道保健所

古河市北町 6番22号

茨城県古河保健所

(2) 水戸地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

水戸市笠原町993番2

茨城県水戸保健所

土浦市下高津2丁目7番46号

茨城県土浦保健所

(3) 日立地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

日立市助川町2丁目6番15号

茨城県日立保健所

(4) 常陸太田・ひたちなか地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

水戸市笠原町993番2

茨城県水戸保健所

ひたちなか市新光町95番地

茨城県ひたちなか保健所

常陸大宮市蛯賀2978番地の1

茨城県常陸大宮保健所

(5) 鹿行地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

鉾田市鉾田1367番地の3

茨城県鉾田保健所

潮来市大洲1446番地の1

茨城県潮来保健所

(6) 土浦地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

水戸市笠原町993番2

茨城県水戸保健所

土浦市下高津2丁目7番46号

茨城県土浦保健所

(7) つくば地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

つくば市松代4丁目27番地

茨城県つくば保健所

常総市水海道森下町4474番地

茨城県水海道保健所

(8) 取手・竜ケ崎地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

龍ケ崎市光順田2983番地の1

茨城県竜ケ崎保健所

土浦市下高津2丁目7番46号

茨城県土浦保健所

(9) 筑西・下妻地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

筑西市甲114番地

茨城県筑西保健所

常総市水海道森下町4474番地

茨城県水海道保健所

(10) 古河・坂東地域保健医療計画

水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部厚生総務課

常総市水海道森下町4474番地

茨城県水海道保健所

古河市北町 6番22号

茨城県古河保健所

第3節及び第4節を次のとおり改める。

第3節 保健医療圏の設定

1 保健医療圏設定の趣旨

高齢化の進展、疾病構造の変化や県民の健康への関心の高まりなど、保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い、県民の保健医療に対するニーズも今後、多様化・高度化するものと考えられます。

一方、県内の医療施設や医療従事者などの医療資源は、一部都市へ集中するなど地域偏在が見られます。

こうした中で、県民が生涯にわたり健康な生活を送れるようにするためには、県民誰もが、いつでもどこでも適切な保健医療サービスが受けられるよう、健康増進から疾病予防、健康診断、治療及びリハビリテーションに至る包括的で継続性のある医療提供体制を整備する必要があります。

このため、保健・医療・福祉の連携と施策の効果的な展開を図る地域単位として、また、限られた医療資源の適正な配置と機能連携を図り、医療提供体制のシステム化を推進するための地域単位として保健医療圏を設定します。

2 保健医療圏の区分

一次保健医療圈

県民の生活に密接にかかわり、県民一人ひとりに健康状態に応じた健康管理、健康教育、保健指導、日常生活に多発する一般的な疾病に対する診断・治療など最も身近なところで保健医療サービスが提供され、かかりつけ医を中心としたプライマリ・ケアの確保を図るための基本的単位であり、通常は市町村の範囲を単位としています。

二次保健医療圏 (医療法第30条の3第2項第1号に規定する区域)

地理的条件等の自然条件や日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会条件を考慮して、一体の区域として

主として病院における入院治療 (特殊・専門的なサービスを除く。) を提供する体制の確保を図る区域となって います。

この圏域において、病院をはじめとする医療施設の適正な配置を促進し、医療施設間の機能分担と連携により、 限られた医療資源を有効に活用し、より適切な保健医療サービスを受けられる体制の確立をめざします。

三次保健医療圏 (医療法第30条の3第2項第2号に規定する区域)

城

茨

二次保健医療圏の保健医療機能を支援し、特殊・専門的な保健医療サービスを提供するための圏域であり、特別な事情がある場合を除き県全域を対象とします。

保健サービスにおいては、高度な調査研究機能を有する機関を中心とした調査研究活動や保健所等への情報提供、また医療サービスにおいては、特殊な診断又は治療を必要とする医療であって、先進的な技術を必要とするもの、発生頻度が低い疾病に関するもの及び救急医療で専門性の高いものなどに関する提供体制の整備を図るとともに、県全体としての保健医療従事者の養成確保、研修などの体制整備を図ります。

3 保健医療圏の設定

二次保健医療圈

自然条件や、次に掲げるような社会的条件等を考慮し、一体の区域として地域保健医療の体系的な整備を図ることが適当と考えられる圏域として次表及び別図のとおり二次保健医療圏を設定します。

- ア 受療動向を基本とし、同一圏域において圏域を構成する市町村内の住民の受療割合が高く、圏域として独立 性が高いこと。
- イ 中核病院が存在すること。
- ウ 圏域内の市町村から中核病院までの所要時間が乗用車で概ね1時間以内であること。
- エ 既存の医療に関する行政,団体の圏域を考慮すること。

(保健医療圏変更の理由)

二次保健医療圏は、昭和63年策定の第1次茨城県保健医療計画において6保健医療圏 (3サブ保健医療圏)を設定し、また、平成11年策定の第3次保健医療計画において、地域を取り巻く環境の変化や人口・面積などを勘案し、より細やかな保健医療サービスの提供が可能となるよう、9保健医療圏 (1サブ保健医療圏) に変更しました。

さらに今回策定する保健医療計画では、人口・面積などのほか、中核病院の整備状況、市町村合併の動向等を勘 案して圏域の見直しを行い、9保健医療圏に再編することとします。

- ア サブ保健医療圏の独立
 - ・常陸太田・大宮サブ保健医療圏 常陸太田・ひたちなか保健医療圏
- イ 保健医療圏の統合
 - · 鉾田保健医療圏,鹿行南部保健医療圏 鹿行保健医療圏
- ウ 保健医療圏を構成する市町村の見直し
 - ・水戸保健医療圏常陸太田・ひたちなか保健医療圏

(ひたちなか市, 東海村, 那珂町, 瓜連町, 御前山村)

- ・鉾田保健医療圏 水戸保健医療圏 (小川町)
- ・土浦保健医療圏 取手・竜ケ崎保健医療圏

(牛久市,江戸崎町,美浦村,阿見町,新利根町,桜川村,東町)

・つくば保健医療圏 下館・下妻保健医療圏

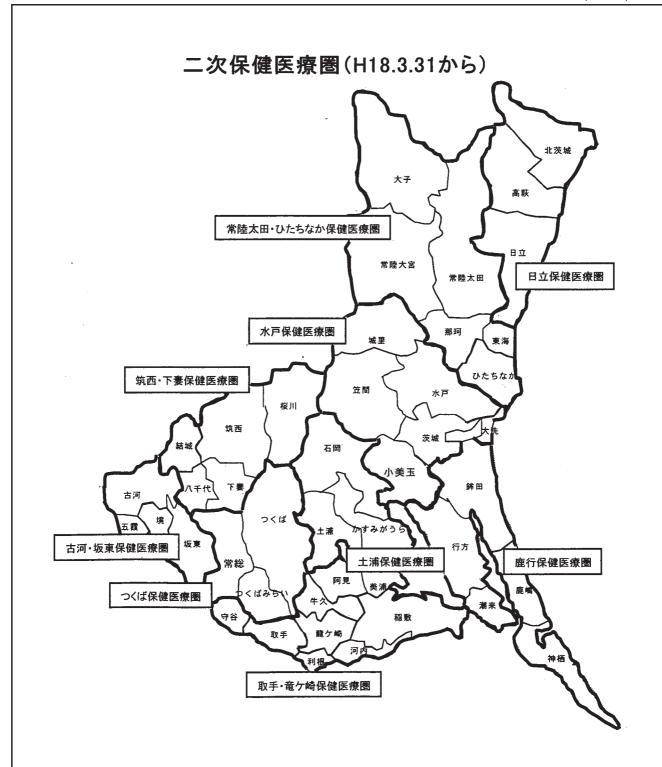
(下妻市,八千代町,千代川村,石下町)

- ・つくば保健医療圏 古河・岩井保健医療圏 (岩井市)
- ・取手・竜ケ崎保健医療圏 つくば保健医療圏 (伊奈町)

- エ 市町村合併に伴う保健医療圏を構成する市町村の見直し (平成18年3月31日)
 - ・土浦保健医療圏 水戸保健医療圏 (小美玉市 (旧美野里町及び旧玉里村))
 - ・下館・下妻保健医療圏 つくば保健医療圏 (常総市 (旧石下町))
- オ 市町村合併に伴う保健医療圏名の見直し (平成18年3月31日)
 - ・下館・下妻保健医療圏 筑西・下妻保健医療圏
 - ・古河・岩井保健医療圏 古河・坂東保健医療圏
 - 三次保健医療圈
 - 三次保健医療圏は県全域とします。

二次保健医療圏 (平成18年3月31日から)

保健医療圏名	市町村数	圏域を構成する市町村名	人口 (平成15年4月1日)
水戸保健医療圏	6	水戸市,笠間市,小美玉市,茨城町,大 洗町,城里町	476,349
日立保健医療圏	3	日立市,高萩市,北茨城市	288,559
常陸太田・ひたちなか保健 医療圏	6	常陸太田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 東海村, 大子町	374,928
鹿行保健医療圏	5	鹿嶋市,潮来市,神栖市,行方市,鉾田 市	276,661
土浦保健医療圏	3	土浦市、石岡市、かすみがうら市	272,040
つくば保健医療圏	3	つくば市, 常総市, つくばみらい市	300,932
取手・竜ケ崎保健医療圏	9	龍ケ崎市,取手市,牛久市,守谷市,稲 敷市,美浦村,阿見町,河内町,利根町	465,554
筑西・下妻保健医療圏	5	結城市,筑西市,下妻市,桜川市,八千 代町	287,800
古河・坂東保健医療圏	4	坂東市,古河市,五霞町,境町	241,325
	44		2,984,148



第4節 基準病床数

基準病床数は、療養病床及び一般病床については二次保健医療圏、精神病床、結核病床及び感染症病床については 県全域を単位として、医療法の規定に基づき、同法施行規則に規定する基準により算定し、次のとおり定めます。

なお、市町村合併に伴う保健医療圏を構成する市町村の見直しに伴い、平成18年3月31日以降、基準病床数を次のとおり変更します。

(単位:床)

	病床種別	基準病床数		
	水戸保健医療圏	5,032		
	日立保健医療圏	2,438		
療	常陸太田・ひたちなか保健医療圏	2,334		
養病	鹿行保健医療圏	1,617		
療養病床及び	土浦保健医療圏	2,305		
I —	つくば保健医療圏	3,233		
般病	取手・竜ケ崎保健医療圏	3,434		
床	筑西・下妻保健医療圏	1,916		
	古河・坂東保健医療圏	1,501		
	計	23,810		
精	神病床 (県全域)	6,306		
結	核病床 (県全域)	205		
感	染症病床 (県全域)	48		

茨城県告示第381号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定により 次の医療機関は指定を辞退したので広告する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

【申請】 23件

	管轄保健所	名 称	所 在 地	指定年月日
1	水戸	サンリツ薬局 水戸桜の郷店	東茨城郡茨城町桜の郷231 10	平成17年10月1日
2	ひたちなか	ながおこどもクリニック	ひたちなか市高場1180番地 6	平成17年10月1日
3	水海道	あけぼの薬局 湖畔店	下妻市下木戸534 4	平成17年11月2日
4	筑西	遠藤クリニック	結城市大字結城城ノ内8775 7	平成17年11月4日
5	筑西	クオールつくばね薬局	桜川市岩瀬28 4	平成17年11月7日
6	水海道	しば医院	結城郡石下町本石下4772 4	平成17年11月8日
7	水戸	ジャスコ水戸内原店薬局	水戸市内原駅北土地区画整理事業区内24 街区画地番号48	平成17年11月9日
8	土浦	南山堂薬局乙戸南店	土浦市乙戸南3-7-4	平成17年11月17日
9	日立	グルコピア日立	日立市東滑川町 1 丁目38番地10号	平成17年12月1日
10	日立	つばさ薬局 東滑川店	日立市東滑川町 1 丁目38番地16号	平成17年12月8日
11	筑西	宮田外科医院	結城市結城344 6	平成18年1月4日
12	古河	みどり薬局	古河市東牛谷825 3	平成18年 1 月10日
13	水戸	アゼリア調剤薬局	水戸市浜田 2 - 11 - 43	平成18年 1 月17日
14	水戸	アゼリア調剤薬局 常北店	東茨城郡城里町石塚1376 - 5	平成18年 1 月17日
15	日立	わかば薬局鹿島	日立市鹿島町2丁目179 - 1	平成18年 1 月18日

	管轄保健所	名 称	所 在 地	指定年月日
16	古河	アゼリア薬局 古河店	古河市東本4 - 1 - 11	平成18年 1 月20日
17	古河	有限会社倉持薬局	古河市本町 2 - 7 - 23	平成18年 1 月27日
18	古河	古河中央薬局	古河市東牛谷520番地の 5	平成18年2月1日
19	古河	さくら薬局 古河店	古河市東牛谷520 - 4	平成18年2月1日
20	竜ヶ崎	のぎさき薬局	守谷市野木崎520 - 4	平成18年 2 月10日
21	筑西	結城中央薬局	結城市大字結城9628番地の4	平成18年 2 月15日
22	水戸	七福薬局 平須店	水戸市平須町 2 - 154	平成18年 2 月23日
23	水戸	佐藤クリニック	水戸市平須町 2 - 77	平成18年 2 月27日

【辞退】 12件

	管轄保健所	名 称	所 在 地	辞退年月日
1	筑西	阿部田医院	真壁郡真壁町大字亀熊183の2	平成17年8月2日
2	水海道	医療法人社団双水会坂本医院	水海道市小山戸町 1 番地の 1	平成17年8月3日
3	古河	ぬまじり医院	猿島郡境町長井戸247	平成17年9月1日
4	水海道	柴医院	結城郡石下町新石下146 - 3	平成17年9月15日
5	水戸	サンリツ薬局 水戸桜の郷店	東茨城郡茨城町桜の郷231 - 10	平成17年10月1日
6	ひたちなか	ながおこどもクリニック	ひたちなか市高場1180番地 6	平成17年10月1日
7	筑西	つくばね薬局	桜川市岩瀬28 - 4	平成17年11月7日
8	潮来	今川薬局 鹿嶋店	鹿嶋市宮中7 - 6 - 6	平成17年12月1日
9	水海道	寺島薬局 八千代店	結城郡八千代町大字栗山字下谷原239 - 3	平成17年12月22日
10	筑西	宮田外科医院	結城市結城344 - 6	平成18年1月4月
11	古河	みどり調剤薬局	古河市関戸729 - 16	平成18年 1 月10日
12	古河	さくら薬局 古河店	古河市関戸727 - 8	平成18年 1 月31日

茨城県告示第382号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第19条の2第1項の規定により, 更生医療を担当する医療機関として, 次のとおり指定した。

平成18年3月30日

番号	医療機関の名称	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当す る医師等の氏名	指定年月日
1	あおば薬局	古河市本町 1 - 10 - 6	薬局 (調剤)	乾 真智子	平成18年 4月1日
2	あさひ薬局	古河市中央町 2 - 3 - 11	薬局 (調剤)	大 原 久美子	平成18年 4月1日
3	あじさい薬局	古河市駒羽根830 - 2	薬局 (調剤)	中 俣 みどり	平成18年 4月1日
4	一富士薬局	古河市上大野2288 - 33	薬局 (調剤)	川面保一	平成18年 4月1日

番号	医療機関の名称	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当す る医師等の氏名	指定年月日
5	古河薬局	古河市本町1-2-26	薬局 (調剤)	堂森貞徳	平成18年 4月1日
6	つくし薬局	古河本町 2 - 4 - 36	薬局 (調剤)	吉 岡 悦 子	平成18年 4月1日
7	ひのき薬局	古河市駒羽根113 - 2	薬局 (調剤)	江 原 正 朋	平成18年 4月1日
8	まきば薬局	古河市錦町1-54	薬局 (調剤)	小 川 智	平成18年 4月1日
9	ももの木薬局	古河市坂間字南谷71 - 1	薬局 (調剤)	各 務 裕 子	平成18年 4月1日
10	あけぼの薬局 上石下 店	常総市本石下4804 - 2	薬局 (調剤)	坂 本 岳 志	平成18年 4月1日
11	ハーブランド薬局取手 店	取手市取手 2 - 10 - 15 取手 長谷ビル 1 F	薬局 (調剤)	地引早苗	平成18年 4月1日
12	有限会社大成堂薬局佐 野店	ひたちなか市高場191 - 4	薬局 (調剤)	三 谷 綏 子	平成18年 4月1日
13	有限会社大成堂薬局中 根店	ひたちなか市中根5138 - 3	薬局 (調剤)	浅 香 静 子	平成18年 4月1日
14	あかね薬局	坂東市沓掛神明842	薬局 (調剤)	工 藤 健 志	平成18年 4月1日
15	すみれ薬局	坂東市岩井4440 - 1	薬局 (調剤)	室 谷 裕 司	平成18年 4月1日
16	ひばり薬局	坂東市沓掛4483 - 4	薬局 (調剤)	中村和也	平成18年 4月1日

茨城県告示第383号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師として,次のとおり指定した。 平成18年3月30日

									1
番号	種目	診療科目		氏	名		医療機関名	所 在 地	指 定年月日
1	視覚	眼科	鵜	殿	徹	男	うどの眼科	那珂市菅谷2991 - 1	平成18年 3 月16日
2	視覚	眼科	鵜	殿	玲	子	うどの眼科	那珂市菅谷2991 - 1	平成18年 3月16日
3	視覚	眼科	鈴	木	久	晴	社会福祉法人恩賜財 団済生会 神栖済生 会病院	神栖市知手中央 7 - 2 - 45	平成18年 3月16日
4	聴覚・平衡・音声 ・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	辻		茂	希	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成18年 3月16日
5	聴覚・平衡・音声 ・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	飛	田	忠	道	筑波大学附属病院	つくば市天久保2 - 1 - 1	平成18年 3月16日
6	肢体不自由	整形外科	齋	藤	佳	乃	大久保病院	水戸市石川 4 丁目4040 - 32	平成18年 3月16日
7	肢体不自由	内科	斎	藤	三台	弋子	医療法人健清会 南 町クリニック	水戸市南町3丁目3- 28	平成18年 3月16日
8	肢体不自由	神経内科	井	上	千	秋	総合病院 土浦協同 病院	土浦市真鍋新町11 - 7	平成18年 3 月16日

番号	種	目	診療科目		氏	名		医療機関名	所 在 地	指 定 年月日
9	肢体不自由		内科	濱	田		浩	医療法人百一会 南 古河診療所	古河市坂間185 - 11	平成18年 3月16日
10	肢体不自由		外科	軽	部	秀	明	軽部病院	下妻市下妻乙398 - 1	平成18年 3月16日
11	肢体不自由		整形外科	槌	谷	宏	平	医療法人西秀会 西間木病院	取手市戸頭1-8-21	平成18年 3月16日
12	肢体不自由		脳神経外科	鶴	淵	隆	夫	筑波メディカルセン ター病院	つくば市天久保1 - 3 - 1	平成18年 3月16日
13	肢体不自由		内科, リハ ビリテーシ ョン科	井	上	善	弘	医療法人道守会 会 田記念リハビリテー ション病院	守谷市同地字仲山360	平成18年 3月16日
14	肢体不自由		神経内科, リハビリテ ーション科	牧	Щ	康	志	医療法人道守会 会 田記念リハビリテー ション病院	守谷市同地字仲山360	平成18年 3月16日
15	肢体不自由		内科	遠	藤	曲	美	那珂中央病院	那珂市飯田1733 - 1	平成18年 3月16日
16	肢体不自由		整形外科	森		伸	哉	社会福祉法人白十字 会 白十字総合病院	神栖市賀2148	平成18年 3月16日
17	肢体不自由		整形外科, リウマチ科, リハビリテ ーション科	石	井	嗣	夫	緑整会 石井整形外 科クリニック	那珂郡東海村大字舟石 川573 - 25	平成18年 3月16日
18	肢体不自由		小児科	長名	川		誠	茨城西南医療センタ ー病院	猿島郡境町2190	平成18年 3月16日
19	心臓		内科	半	谷	静	雄	医療法人社団 宗仁 会病院	取手市岡1467	平成18年 3月16日
20	心臓		循環器内科	中	西	啓	太	筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	平成18年 3月16日
21	心臓		循環器内科	小	林		学	恵愛小林クリニック	ひたちなか市幸町16 - 1	平成18年 3月16日
22	心臓		内科	遠	藤	_	=	那珂中央病院	那珂市飯田1733 - 1	平成18年 3月16日
23	じん臓		内科	森	居	俊	行	水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3 - 12 - 48	平成18年 3月16日
24	呼吸器		内科	榎	本	_	裕	北友会勝田病院	ひたちなか市津田1895	平成18年 3月16日
25	呼吸器		内科	相	沢	Ξt	5生	医療法人杏仁会 大 圃病院	筑西市木戸352	平成18年 3月16日
26	ぼうこう・重	直腸	泌尿器科	Ш	野	圭	Ξ	総合病院 土浦協同 病院	土浦市真鍋新町11 - 7	平成18年 3月16日
27	ぼうこう・重	直腸	泌尿器科	遠	藤	瑞	木	医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市宮中4191	平成18年 3月16日
28	ぼうこう・直	直腸	外科,内科	下	村	隆	保	医療法人杏仁会 大 圃病院	筑西市木戸352	平成18年 3月16日

茨城県告示第384号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師から,身体障害者福祉法施行細則 (平成5年茨城県規則第36号) 第5条の規定に基づき,次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成18年3月30日

内容变更 (医療機関等勤務先)

		变	更前	变	更後	亦 亩
種目	氏 名	医療機関等 勤務先名称	医療機関等勤務先 の住所	医療機関等 勤務先名称	医療機関等勤務先 の住所	変 更 年月日
肢体不自由	前川 幸治	久慈茅根病院	日立市久慈町 4 - 16 - 10	志村大宮病院	常陸大宮市上町 313	平成17年 5月9日
肢体不自由	須田 光明	独立行政法人国 立病院機構霞ヶ 浦医療センター	土浦市下高津 2 - 7 - 14	健祐会 いちは ら病院	つくば市大曽根 3681	平成18年 3月31日
肢体不自由	綿引 秀夫	わたひきクリニ ック	土浦市桜町 3 - 14 - 18	わたひきクリニ ック	土浦市桜町3-5 -1-2	平成18年 1月1日
肢体不自由	川又 忠	八郷病院	石岡市東成井2719	八郷整形外科内 科病院	石岡市東成井2719	平成17年 12月 1 日
肢体不自由	仲田 敏明	八郷病院	石岡市東成井2719	八郷整形外科内 科病院	石岡市東成井2719	平成17年 12月 1 日
肢体不自由	柴垣 泰郎	牛久愛和総合病 院	牛久市猪子町896	株式会社日立製 作所水戸総合病 院	ひたちなか市石川 町20 - 1	平成17年 4月1日
心臓	榎本 強志	独立行政法人国 立病院機構霞ヶ 浦医療センター	土浦市下高津 2 - 7 - 14	筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	平成18年 3月31日
心臓	小石沢 正	筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	茨城西南医療セ ンター病院	猿島郡境町2190	平成18年 2月1日
心臓	櫻庭 みち子	茨城西南医療セ ンター病院	猿島郡境町2190	財団法人 筑波 学園病院	つくば市上横場 2573 - 1	平成17年 4月1日

内容変更 (氏名変更)

種目	担当診療科名	勤 務 先 医療機関名称	勤 務 先 医療機関所在地	変更前氏名	変更後氏名	変 更 年月日
心臓	循環器科	財団法人 筑波 学園病院	つくば市上横場 2573 - 1	櫻庭 みち子	坂根 みち子	平成17年 4月1日

茨城県告示第385号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令 (昭和25 年政令第78号) 第1条の2第2項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

辞退

種目	診療科目		氏	名		医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
視覚	眼科	鈴	木	隆次	郎	医療法人厚友会 城 西病院	結城市結城10745 - 24	平成15年 3 月31日
聴覚・平衡・音 声・言語・そし ゃく	耳鼻咽喉科	太	田	浩	明	医療法人厚友会 城 西病院	結城市結城10745 - 24	平成11年 12月17日
肢体不自由	整形外科	犬	塚		玄	医療法人厚友会 城 西病院	結城市結城10745 - 24	平成12年 3 月31日
肢体不自由	整形外科	小	林	健	_	独立行政法人労働者 健康福祉機構 鹿島 労災病院	神栖市土合本町 1 - 9108 - 2	平成18年 3 月31日

茨	城	県	報
<i>/</i> /	2/1/20	ᅏ	+IX

種目	診療科目		氏	名		医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
肢体不自由	整形外科	西	垣	浩	光	独立行政法人労働者 健康福祉機構 鹿島 労災病院	神栖市土合本町 1 - 9108 - 2	平成18年 3月31日
呼吸器	内科	青	木		徹	医療法人厚友会 城 西病院	結城市結城10745 - 24	平成 9 年 12月31日
ぼうこう・直腸	外科	Ξ	沢	博	文	医療法人厚友会 城 西病院	結城市結城10745 - 24	平成 4 年 8 月31日

茨城県告示第386号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の17の規定に基づき,次のとおり指定したので,同法第21条の23の規定により告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
08000300548122	児童デイサービス 事業所 ふう	水戸市青柳町3822 - 2	アイルマネ ーマネジメ ント有限会 社	水戸市曙町9-9	平成18年 3月20日	児童デイサ ービス事業

茨城県告示第387号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20に規定する変更の届出があったので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業にのなり	事業者の名称		変更内容		変更	サービス
争耒州留亏	事業所の名称		変更事項	変更前	変更後	変 更 年月日	の種類
000000000000000000000000000000000000000	00504117 元気サポート 企業組合元	企業組合元気サ	事業所の 所在地	土浦市真鍋 5 - 12 - 10 旭ルーミー 真鍋 8 号館 101号	土浦市真鍋 2 - 7 - 36 マイステー ジ15番館 101号	平成18年	児童居宅介 護等事業
08000300504117	元気リが一ト	ポート	主たる事 務所の所 在地	土浦市真鍋 5 - 12 - 10 旭ルーミー 真鍋 8 号館 101号	土浦市真鍋 2 - 7 - 36 マイステー ジ15番館 101号	2 月20日	

茨城県告示第388号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の20に規定する変更の届出があったので、同法17条の23の規定により告示する。

平成18年3月30日

声 ₩€₹₽ 声 ₩€₽₽		事業者の名称	変更内容			変更	サービス
事業所番号 事業所の名称	変更事項		変更前	変更後	変 更 年月日	の種類	
08000100504119 元気サポー	<i>==</i> ++++° L	企業組合元気サポート	事業所の 所在地	土浦市真鍋 5 - 12 - 10 旭ルーミー 真鍋 8 号館 101号	土浦市真鍋 2 - 7 - 36 マイステー ジ15番館10 1号	平成18年 2月20日	身体障害者 居宅介護等 事業
	元気リが一ト		主たる事 務所の所 在地	土浦市真鍋 5 - 12 - 10 旭ルーミー 真鍋 8 号館 101号	土浦市真鍋 2 - 7 - 36 マイステー ジ15番館10 1号		

茨城県告示第389号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の17の規定に基づき,次のとおり指定したので,同法第15条の23の規定により告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
08000200549147	タイヨウ	坂東市沓掛1805 - 1 パークハイツ 721	特定非営利 活動法人オ ンリーワン	坂東市沓掛1805 - 1	平成18年 3月20日	知的障害者 地域生活援 助事業

茨城県告示第390号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の20に規定する変更の届出があったので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	変更内容			変更	サービス
争耒州留写		事業有の名称	変更事項	変更前	変更後	変 更 年月日	の種類
08000200504118 元第	= /=++++° L	企業組合元気サ	事業所の 所在地	土浦市真鍋 5 - 12 - 10 旭ルーミー 真鍋 8 号館 101号	土浦市真鍋 2 - 7 - 36 マイステー ジ15番館 101号	平成18年 2月20日	知的障害者 居宅介護等 事業
	元気サポート ポート	ポート	主たる事 務所の所 在地	土浦市真鍋 5 - 12 - 10 旭ルーミー 真鍋 8 号館 101号	土浦市真鍋 2 - 7 - 36 マイステー ジ15番館 101号		

茨城県告示第391号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第19条の2第1項に規定する指定医療機関から,身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 第13条の6第1項の規定に基づき,次のとおり内容を変更した旨の届出があった。 平成18年3月30日

更生医療を主として担当する医師等の変更

医病幽眼复数 底左轴	センオス 医療の 種類	主として担当す	て担当する医師等の氏名		
医療機関名称,所在地	担当する医療の種類	変 更 前	変 更 後		
茨城西南医療センター病院 猿島郡境町2190	心臓脈管外科	海野英哉	小石沢 正		
県西総合病院 桜川市鍬田604	腎臓	横山孝一	石 田 裕		
くるみ薬局 古河市三杉町 2 - 28 - 1	薬局 (調剤)	今 成 信 一	和田企恵子		
ポプラ調剤薬局 つくば市並木3 - 11 - 5	薬局 (調剤)	蓮 伸一郎	熊 田 祥 子		

······

茨城県告示第392号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第19条の2第1項に規定する指定医療機関から,身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 第13条の6第1項の規定に基づき,次のとおり内容を変更した旨の届出があった。 平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

更生医療機関所在地の変更

医療種目	医療機関名称	医療機関所在地		
	区/原/戏(关) 石 /小	変更前	变更後	
眼科	小沢眼科内科病院	水戸市五軒町 2 - 2 - 11	水戸市吉沢町246 - 6	

茨城県告示第393号

平成9年3月25日茨城県告示第317号で告示した茨城県墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定による埋葬等の取扱要領の一部を次のように改正する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

第5を削る。

様式第7号を削る。

付 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

茨城県告示第394号

茨城県工業技術センター研修生要項 (昭和49年茨城県告示第293号) の一部を次のように改正する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条を次のように改める。

(研修内容)

第2条 センターにおいて行う研修の科目・細目は工業技術センター長(以下「センター長」という。)が定める。 第4条を次のように改める。 (入所)

- 第4条 研修を受けようとする者(以下「志願者」という。)は、研修生入所願(様式第1号)に履歴書、健康診断 書及び住民票の写し(県外居住者であって県内事業所に勤務する者は勤務先の証明書)を添付し、センター長に提 出しなければならない。
- 2 前項の健康診断書については、研修期間が6月以上の志願者のみ提出するものとする。
- 3 センター長は、第1項の書類の提出があったときは、前条の規定及びセンターの業務を勘案し入所の許否を決定 し、本人に通知するものとする。
- 4 志願者は、研修生としての入所を許されたときは、保証人1人を定め誓約書(様式第2号)をすみやかにセンター 長に提出しなければならない。
- 5 保証人は、県内に住所を有する者でなければならない。 第9条中「工事関係試験研究」を「工業関係試験研究」に改める。 様式第1号を次のように改正する。

様式第1号

研修生入所願

年 月 日

茨城県工業技術センター長 殿

現 住 所

職 業

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

私は、下記により貴センターの研修生として入所したいので、別紙履歴書及び関係書類を添えて提出します。

記

- 1 研修を受けようとする科目
- 2 研修希望期間

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

	- 7-70	×11	110	1 1,5% : 0 0 / 3 0 0 1	(' - ' ' '	
様式第2号を次のように改正する。						
1水1/77~つで八いよりに以止りる。						
1						
1						
1						
1						
1						
1						
1						
1						
1						
I .						

様式第2号

誓約書

年 月 日

茨城県工業技術センター長 殿

研修生氏名

印

私は、このたび貴センター研修生として入所するにつきましては、諸規則及びセンター長の指示に従い、研修 生としての目的達成に専念することを誓約します。

保証人

現住所

職業

本人との間柄

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

私は、上記 (氏名) が研修生として在所中は、諸規則及びセンター長の指示に従い研修に専念することを保証 し、本人に関する一切の責任を負うことを誓約します。

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

		<i></i>	21.70	⊼ 도	+IX	7 5 00 5	一流10年3月30日	(71
	様式第3号を次のように改善	正する。							
1	13.2V/12 - 3 C/V 07 G 7 ICIX.	_, _,							
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									
1									

様式第	3	号
-----	---	---

研修期間延長願

年 月 日

茨城県工業技術センター長 殿

氏 名 囙

下記のとおり研修期間の延長を許可願いたく申請します。

記

- 1 研修しようとする科目
- 2 延長希望期間
- 3 理由

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

茨城県告示第395号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、 同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

日榮産業株式会社

代表取締役 加森 正恒

(2) 住所

水戸市笠原町1191番地の2

- 2 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 北茨城パワフル館

北茨城市中郷町上桜井2915 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住所	代表者氏名
ギガスケーズデンキ株式会社	水戸市柳町 1 丁目13番20号	加藤修一

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年11月20日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,161 m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 194台

イ 駐輪場の収容台数 57台

ウ 荷さばき施設の面積 99㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 72㎡

- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分~午後9時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後9時
- 3 届出年月日

平成18年3月15日

茨城県告示第396号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見 書を本日から4月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 濵 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー岩瀬店

桜川市明日香1丁目8 外

- (2) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名					
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小演裕正					
天賀谷 信好	桜川市岩瀬177						
仙波 はる	桜川市犬田1292 - 2						

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	小 林 哲 美

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) カスミ岩瀬店

(変更後) ワンダーグー岩瀬店

(3) 変更の年月日

平成16年5月27日

(4) 変更する理由

小売業者の入れ替えのため。

3 届出年月日

平成18年3月8日

茨城県告示第397号

茨城県立就職能力開発校規則 (昭和54年茨城県規則第10号) 第2条の規定により、平成18年度の普通職業訓練短期 課程 (離転職者訓練, 委託訓練活用型デュアルシステム) に係る訓練科, 訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり 定める。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 訓練科,訓練生の定員及び訓練期間等

	訓 練 の 種 類	普	通 職 對	美訓 練	
	訓練課程	短	期	課	程
学 院 名	区分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立産業技術	職業転換能力開発訓練				
短期大学校併設	施設内訓練	総合ビジネス科	40人	6 ケ月	4月,10月
水戸産業技術	施設外訓練	オフィスビジネス科	20人	6 ケ月	7月
専 門 学 院	就職支援能力開発訓練				
	施設外訓練	造 園 科	5人	3 ケ月	9月
	緊急雇用対策訓練				
	施設外訓練	I T 実 務 科	20人	3 ケ月	8月
		介護サービス科	60人	4ケ月	6月,9月
		Webデザイン科	20人	3 ケ月	6月
		広報編集デザイン科	20人	3 ケ月	11月
	母子家庭等就業能力開発	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	施設外訓練	広報編集デザイン科	5人	3 ケ月	11月
茨城県立日立	職業転換能力開発訓練				
産業技術専門学院	施設内訓練	パソコンCAD科	30人	6 ケ月	4月,10月
	施設外訓練	Ο Α ビジネス科	20人	6 ケ月	7月
	緊急雇用対策訓練				
	施設外訓練	I T 実 務 科	35人	3 ケ月	12月, 1月
	母子家庭等就業能力開発	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	施設外訓練	I T 実 務 科	5人	3 ケ月	12月
茨城県立鹿島	職業転換能力開発訓練				
産業技術専門学院	施設内訓練	建 築 科	10人	1 年	4月
	就職支援能力開発訓練				
	施設外訓練	造 園 科	3人	3 ケ月	9月
		グリーンサービス科	3人	3 ケ月	9月

1					
	緊急雇用対策訓練				
	施設外訓練	I T 実 務 科	20人	3 ケ月	12月
		介護サービス科	20人	2 ケ月	10月
	母子家庭等就業能力開發	発訓練			
	施設外訓練	IT即戦実務科	5人	3 ケ月	10月
茨城県立土浦	職業転換能力開発訓練				
産業技術専門学院	施設内訓練	服飾ソーイング科	40人	6 ケ月	4月,10月
	施設外訓練	オフィスビジネス科	20人	6 ケ月	6月
	就職支援能力開発訓練				
	施設外訓練	造 園 科	15人	3 ケ月	9月
	緊急雇用対策訓練				
	施設外訓練	I T 実 務 科	20人	3 ケ月	10月
		パソコン簿記会計科	15人	3 ケ月	9月
		パソコンCAD科	20人	3 ケ月	8月
		介護サービス科	15人	5 ケ月	7月
	母子家庭等就業能力開發	発訓練			
	施設外訓練	パソコン簿記会計科	5人	3 ケ月	9月
茨城県立筑西	職業転換能力開発訓練				
産業技術専門学院	施設内訓練	溶 接 科	20人	6 ケ月	4月,10月
	就職支援能力開発訓練				
	施設外訓練	造 園 科	5人	3 ケ月	9月
	緊急雇用対策訓練				
	施設外訓練	介護サービス科	40人	2 ケ月	6月,10月
茨城県立古河	緊急雇用対策訓練				•
産業技術専門学院	施設外訓練	パソコン活用科	20人	3 ケ月	6月
		パソコンCAD科	20人	3 ケ月	8月
	母子家庭等就業能力開發				•
	施設外訓練	パソコンIT活用科	5人	3 ケ月	5月
	<u> </u>	1	·	·	•

*訓練対象者

職業転換能力開発訓練は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者とする。 就職支援能力開発訓練は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示等を受けた雇用保険受給資格者である中高年齢 離職者(雇用保険の受給資格に係る離職の日において45歳以上65歳未満の者)とする。

緊急雇用対策訓練は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者とする。

母子家庭等就業能力開発訓練は、4~5日間の準備講習を受講し、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者である母子家庭の母等とする。

2 委託訓練活用型デュアルシステムの訓練科,訓練生の定員及び訓練期間等

	訓練の種類	普	通 職	業 訓 練									
	訓練課程	短	期	課	程								
学院名	区分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月								
茨城県立産業技術	委託訓練活用型デュ	アルシステム	_										
短期大学校併設 水 戸 産 業 技 術	施設外訓練	 介 護 サ ー ビ ス 科	20人	教育訓練2ヶ月	12月								
専 門 学 院		カ 良 ク こ ス イイ	20/	職場実習1ヶ月	12/3								
茨城県立日立	委託訓練活用型デュ	委託訓練活用型デュアルシステム											
産業技術専門学院	施設外訓練	パソコンマスター科	20人	教育訓練3ヶ月	8月								
	NG BX 71. BUI WAY	7() 1) () 14	20/(職場実習1ヶ月	073								
茨城県立鹿島	委託訓練活用型デュ	アルシステム											
産業技術専門学院	施設外訓練	│ │ Ⅰ T 即 戦 実 務 科	20人	教育訓練3ヶ月	7月,10月								
	אייו וויום וויום אייו	1 1 W +x × 30 11	20/(職場実習1ヶ月	771, 1071								
茨城県立土浦	委託訓練活用型デュ	アルシステム											
産業技術専門学院	施設外訓練	 介 護 サ - ビ ス 科	10人	教育訓練5ヶ月	7月								
	אייו וויום וויום אייו	7 R 7 C 7 17	10/2	職場実習1ヶ月	, , ,								
茨城県立筑西	委託訓練活用型デュ	アルシステム											
産業技術専門学院	施設外訓練	パソコン活用科	10人	教育訓練3ヶ月	9月								
	NG BX 71 B/II MAK	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	10/(職場実習1ヶ月	2/1								
茨城県立古河	委託訓練活用型デュ	アルシステム											
産業技術専門学院	施設外訓練	パソコンIT活用科	20人	教育訓練3ヶ月	5月								
		ハンコンエー/自用作	20/(職場実習1ヶ月	3 /3								

*訓練対象者

委託訓練活用型デュアルシステムは、おおむね35歳以下の求職者であって、公共職業安定所長の職業訓練受講指 示又は職業訓練受講推薦を受けた者とする。

茨城県告示第398号

茨城県県立職業能力開発校規則 (昭和54年茨城県規則第10号) 第2条第2項の規定により、平成18年度の普通職 業訓練短期課程(障害者委託訓練)に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 訓練科,訓練生の定員及び訓練期間等

	訓練	の種	類				普	通	職	業	訓	練	
	訓練	課	程			短	į	期		誃	Ę K	程	
学院名	X		分	訓	練	科	名	定	員	訓	練期間	訓練開始月	
茨城県立産業技術								40.1	<i>(</i>			70 /17 -	7 \
短期大学校併設水戸	施設	外言	練	0	A :	実	务 科		(5人×	3	3ヶ月	7月(1コース	,
産業技術専門学院								2 -	-人)			11月(1コース	۷)

	È	川練	の	種类	頁					普	通	職	業	訓	練		
	訓練課程				短				期			課		程			
学院名		<u>×</u>		5	r)	訓	終	7	科	名	定	員	į	訓練期間		訓練園	開始月
茨城県立土浦	+ ⁄π	±л	Ы	±III	練	0	٨		務	IN	5人	(5人)	۲	2 4 🗆	40	- / 1	- 1
産業技術専門学院	旭	施設		外 訓		ОА		実務		科	1 🗇	ース)		2ヶ月	12)	H (I	コース)
茨城県立全産業	松	≐л	Ы	≐III	4亩	障害	の態	様	に応	じて	1 1			1 4 🛭		化右	п±
技術専門学院	施	設	外	訓	練	設定	2					~		1ヶ月~		随	時

2 訓練対象者

障害者委託訓練の対象者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者であって、公共職業安定所に求職申込みを行っており、かつ、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者(ただし、訓練期間が2月以下の障害者委託訓練を受講する場合及び職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦により職業訓練を受講した者が当該職業訓練受講修了後1年以内に就職の促進のために障害者委託訓練を受講する場合については、公共職業安定所長の受講あっせんは必要としない。)とする。

茨城県告示第399号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程 (平成3年茨城県告示第128号)の一部を次のように改正する。 平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

第3条第1号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

	資金種類	加工流		講資金	保健機能	上 生増進施設 生	E備資金	
	貸付対象者	,	A		,			
貸付期間	融資機関	貸付金の うち2億 7千の部 分	貸付金の うち2億 7千万名 を超える 部分	В	貸付金の うち2億 7千の部 分	貸付金の うち2億 7千起 を超分 部分	В	
6年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.60%	年1.35%	年1.10%	年1.85%	年1.60%	年1.35%	
6 年以内	上記以外の場合	年0.75%	年0.50%	年0.25%	年1.00%	年0.75%	年0.50%	
6 年を超え	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.55%	年1.30%	年1.05%	年1.80%	年1.55%	年1.30%	
7年以内	上記以外の場合	年0.70%	年0.45%	年0.20%	年0.95%	年0.70%	年0.45%	
7年を超え	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%	
8年以内	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%	
8 年を超え	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%	
9年以内	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%	

9 年を超え	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
10年以内	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%
10年を超え	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
11年以内	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
11年を超え	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
12年以内	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
12年を超え	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
13年以内	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%	-	年0.55%	年0.30%	年0.05%
13年を超え	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
14年以内	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%	-	年0.55%	年0.30%	年0.05%
14年を超え 15年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.05%	年0.80%	年0.55%	年1.30%	年1.05%	年0.80%
	上記以外の場合	年0.20%	-	-	年0.45%	年0.20%	-

- (注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。
 - 2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円 (小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は 5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円)を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が 300人 (小売業を主たる事業とする場合は50人, サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100 人)を超える会社をいう。
- (2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

貸付対象者融資機関							農林漁業者	農業協同組合等
ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合					び(5)の	場合	年1.25%	年1.25%
上	記	以	外	の	場	合	年0.40%	年0.40%

(注) 1 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第3の 1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年3月20日以後に なされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものにつ いては、なお従前の例による。

茨城県告示第400号

森林病害虫等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の1の(1)に掲げる区域内において森林又は伐採木等 (伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条 (用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者で、この公表した事項に関し不服がある者は、公表があった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域及び期間
 - (1) 区 域 茨城県全域
 - (2) 期 間 平成18年5月1日から平成19年3月31日まで
- 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

4 命令をしようとする理由

過去の松くい虫被害の状況並びに本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を 行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)に掲げる区域及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与 えるおそれがあるため。

茨城県告示第401号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第1項の規定に基づく「茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」を平成18年4月1日から変更するので、同法第4条第5項の規定により公表する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 茨城県は、海面漁業・水産加工業とも盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、県土の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (2) 本県水域は、寒暖両流が交錯していることから多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。 しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば漁業経営の安定確保や県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となる恐れがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理や資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じ

てきたところであり、この結果、地先の資源を主体とした保存管理が図られるようになってきているが、更に、 多くの海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力 可能量の本県の数量について適切な管理措置を講じることとする。

- (4) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導並びに採捕の数量又は 漁獲努力量の公表等の実行措置を講じるため、他県入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績及び第二種 特定海洋生物資源の漁獲努力実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) 基本計画により本県に定められた漁獲可能量及び漁獲努力可能量の管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源水準、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。このため、当該データ及び知見の蓄積を図るため、県水産試験場を中心に国又は関係県と連携の下、資源調査体制の拡充強化を行い、さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き、資源管理を推進するよう、従来からの資源管理 型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等による漁業者等の自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲努力可能量においては、他県入漁者の実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項 第一種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】

1月~12月 若干

【まさば及びごまさば】

1月~12月 若干

【ずわいがに】

7月~翌年6月若干

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

茨

城

【まあじ】

定置漁業及び小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(地方名称板びき網漁業)については、現状の漁獲努力量が増加することがないよう、免許統数等については原則現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

定置漁業については、現状の漁獲努力量が増加することがないよう、免許統数については原則現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (地方名称板びき網漁業) については、甲幅、 採捕期間等の従来の規制に加えて、現状の漁獲努力量が増加することがないよう努めるものとする。この結果、 漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第二種特定海洋生物資源の管理の対象となる採捕の種類,期間及び漁獲努力量(隻日)は以下のとおりである。

【やなぎむしがれい】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (地方名称板びき網漁業)

県

報

4月1日~6月30日 2,000隻日

茨

5 第二種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

城

【やなぎむしがれい】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (地方名称板びき網漁業) については、本県海域において、やなぎむしがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を推進するとともに、同一海域で操業する沖合底びき網漁業者との操業協定締結を促進する等、漁獲努力量の管理効果の向上に努めることとする。さらに、本県に定められた漁獲努力可能量の報告に係る迅速な体制を整備するものとする。

- 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、特定海洋生物資源のみならず、地域の主要な資源に関する調査・研究の充実強化を更に進め、将来の指定海洋生物資源の保存及び管理に備えることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めることとする。

茨城県告示第402号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下関河内小生瀬線
- 3 道路の区域

区間	旧新	新の別	敷地(の幅員	延	長	摘	要
				メートル		メートル		
久慈郡大子町大字高柴字仲綴363番 1 地先から		<i>(</i>	最大	7.2		80		
・	旧	(A)	最小	4.5		00		
大窓部八丁町八子同末子呈が17445留1 地先まで	10	(D)	最大	18.0		62		
		(B)	最小	12.0		02		
	新	(D)	最大	18.0		62	旧道	移 管
	机	(B)	最小	12.0		02		1夕日

茨城県告示第403号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美浦栄線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の軸	福員	延	長	摘	要
		У	メートル		メートル		
北相場郡利根町大字加納新田字中野原 1364番地先から	旧	最大	77.0		1,105		
 北相馬郡利根町大字加納新田字中野原	IH	最小	24.3		1,100		
2853番 2 地先まで	新	最大	252.0		1,105	管理事務所追加	
	क।	最小	24.3		1,103	白土 1 17	加地

茨城県告示第404号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 笠間緒川線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市大字吉丸字堂原内1106番 1 地先から 常陸大宮市大字吉丸字堂原内1088番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月30日

······

茨城県告示第405号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 行方市麻生字田幸650番3地先から

行方市島並字中ノ台257番2地先まで

行方市島並字馬場先129番2地先から

行方市島並字馬場先127番1地先まで

3 供用開始の期日 平成18年3月30日

茨城県告示第406号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道355号
- 2 供用開始の区間 行方市八木蒔604番3地先から

行方市八木蒔622番1地先まで

城

茨

3 供用開始の期日 平成18年3月30日

報

茨城県告示第407号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月30日

県

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鉾田市紅葉549番4地先から

鉾田市紅葉729番3地先まで

3 供用開始の期日 平成18年3月30日

茨城県告示第408号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 行方市芹沢2057番1地先から

行方市玉造甲6357番1地先まで

行方市玉造甲6358番1地先から

行方市玉造甲5259番1地先まで

3 供用開始の期日 平成18年3月30日

.....

茨城県告示第409号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 行方市小高字原口1306番15地先から

行方市小高字原口1306番20地先まで

3 供用開始の期日 平成18年3月30日

茨城県告示第410号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 鉾田茨城線

2 供用開始の区間 鉾田市舟木8番2地先から

鉾田市舟木98番32地先まで 鉾田市舟木97番1地先から 鉾田市舟木85番2地先まで 鉾田市舟木80番6地先から 鉾田市舟木80番5地先まで

3 供用開始の期日 平成18年3月30日

······

茨城県告示第411号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第48条の13第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成18年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
	メートル	メートル
行方市麻生字田幸650番 3 地先から	最大 4.0	CEC
行方市島並字中ノ台257番 2 地先まで	最小 4.0	656
行方市島並字馬場先129番 2 地先から	最大 4.0	70
行方市島並字馬場先127番 1 地先まで	最小 4.0	78

茨城県告示第412号

水防法 (昭和24年法律第193号) 第4条の規定により水防管理団体を次のとおり指定する。

なお、平成17年茨城県告示第899号は、廃止する。

平成18年3月30日

			茨城県知事	橋	本	昌
水戸市	日立市	土浦市	古河市			
結城市	下妻市	常陸太田市	高萩市			
北茨城市	つくば市	潮来市	常陸大宮市			
那珂市	筑西市	坂東市	神栖市			
行方市	常総市	つくばみらい市	茨城町			
城里町	五霞町	境町				
利根川水系県南水	防事務組合	飯沼反町水除堤水害 ⁻	予防組合			

茨城県告示第413号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第1項の規定に基づき、水海道市亀岡土地区画整理組合の事業計

画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 水海道市亀岡土地区画整理組合

事務所の所在地 水海道市諏訪町3222番地3

事業施行期間 自 平成15年6月12日

至 平成18年3月31日

施 行 地 区 水海道市亀岡町字亀岡の一部

設立認可の年月日 平成15年6月12日

2 公告すべき変更の内容

事務所の所在地 常総市水海道諏訪町3222番地3

事業施行期間 自 平成15年6月12日

至 平成19年3月31日

施 行 地 区 常総市水海道亀岡町字亀岡の一部

3 変更認可の年月日 平成18年3月30日

茨城県告示第414号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第 1 項の規定に基づき、日立市東滑川土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市東滑川土地区画整理組合

事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号

事業施行期間 自 平成6年12月1日

至 平成18年3月31日

施 行 地 区 日立市東滑川町1丁目,本宮町5丁目,滑川町1丁目,本宮町4丁目の各一部

設立認可の年月日 平成6年12月1日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間 自 平成6年12月1日

至 平成21年3月31日

3 変更認可の年月日 平成18年3月30日

茨城県告示第415号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第1項の規定に基づき、日立市折笠土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市折笠土地区画整理組合

事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号

事業施行期間 自 平成5年3月4日

至 平成18年3月31日

施行地区
日立市折笠町字七長田、宇赤坂、宇遠下、字大作、字天神前、宇高野内、宇上新旗の各一

部

日立市川尻町宇山神下、字天神谷の各一部

設立認可の年月日 平成5年3月4日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間 自 平成5年3月4日

至 平成20年3月31日

施 行 地 区 日立市折笠町字七長田、字赤坂、宇遠下、宇大作、字高野内、宇上新旗の各一部

日立市折笠町1丁目の一部

3 変更認可の年月日 平成18年3月30日

茨城県告示第416号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 龍ケ崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業

龍ケ崎市公共下水道

3 事業施行期間 昭和50年12月25日から

平成23年3月31日まで

- 4 事 業 地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

······

茨城県告示第417号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により,事業計画の変更を認可したので,同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき,次のとおり告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 牛久市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業

牛久市公共下水道

3 事業施行期間 昭和51年2月9日から

平成23年3月31日まで

- 4 事 業 地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第418号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により,事業計画の変更を認可したので,同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき,次のとおり告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 つくば市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画下水道事業

つくば市公共下水道、研究学園都市公共下水道及び茎崎町公共下水道

3 事業施行期間 昭和52年6月30日から

平成23年3月31日まで

- 4 事 業 地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和56年茨城県告示第1471号、昭和62年茨城県告示第229号、昭和62年茨城県告示第1728号、昭和63年茨城県 告示第237号,昭和63年茨城県告示第820号,昭和63年茨城県告示第1251号,平成元年茨城県告示第901号,平 成元年茨城県告示第986号、平成2年茨城県告示第1435号、平成4年茨城県告示第440号、平成7年茨城県告示 第506号,平成7年茨城県告示第1046号,平成7年茨城県告示第1218号,平成11年茨城県告示第202号,平成11 年茨城県告示第203号,平成11年茨城県告示第208号,平成11年茨城県告示第1296号,平成12年茨城県告示第886 号, 平成12年茨城県告示第993号, 平成13年茨城県告示第1325号及び平成16年茨城県告示第1140号の事業地に つくば市篠崎字中新田前、字堀ノ内、字向坪及び字原ノ前並びに筑波字堂山及び字牛耕地並びに国松字薬師山 及び字山際前並びに沼田字柳内、字堂山、字内池、字飯米場及び字馬場並びに上里字南笹原,字稲荷前、字松 ノ下及び字北古屋敷並びに上野字東久保、字古屋敷、字後山、字椿本、字堂ノ前、字勢至前、字柵ノ内及び字 勢至下並びに上境字滝ノ上,字庚塚,字庚塚前,字岩ノ入及び字観音久保並びに柴崎字稲荷前及び字大日並び に栄字遠原並びに金田字虫送り及び字遠原並びに東岡字中原、字谷頭及び字田迎並びに酒丸元西酒丸字入ほつ 久の各全部の区域並びに篠崎字須津賀,字中台,字梶内,字宮ノ後,字根田,字八幡後,字仏具田,字中新田, 字前田、字高田、字堂ノ山及び字八幡西並びに下萱丸字屋敷下及び字台山並びに上萱丸字大堺、字向、字宅地 付,字山井,字出シ山,字八抜方,字平畑及び字大並びに吉沼字西明戸,字東明戸,字東台山,字西台山,字 谷中、字永町、字東戸ノ山、字南戸ノ山及び字西戸ノ山並びに手代木字長畑、字鷲ノ宮、字花立、字中島、字 西、字天神下、字台、字中台、字田向西、字田向及び字梨ノ木並びに上里字北畑、字笹原、字稲荷後、字稲荷

脇、字仲田山、字宮戸、字東浦、字北ノ前、字西ノ窪、字内山、字寺山、字神山、字本田台、字本田、字長掘 岡、字南ノ前、字雷ノ下、字雷ノ後、字南畑及び字西田並びに安食字北坪東、字北坪西、字宮下、字宮窪、字 本田、字熊ノ窪、字門畑、字竹ノ下、字鹿島畑、字鹿島前、字前坪、字新田及び字箕輪並びに谷田部字第六天 下、字茎崎町房内第六天、字丸山下、字漆及び字真瀬向並びに東丸山字屋敷山、字久保、字権現外、字前畑、 字道下、字丸山下、字木戸久保、字丸山台、字台山、字新開畑及び字屋中並びに島名字原新田及び字兵田並び に緑が丘並びに市ノ台字屋敷下、字前、字屋敷、字古屋敷、字市ノ台、字道向、字葉木谷、字中畑及び字葉ノ 木谷並びに下横場字山王前、字根崎、字登戸、字笠榎、字南之前、字橋析、字新地前、字西谷及び字塚原並び に南中妻字宮久保並びに土田字蜂ノ巣並びに酒丸元西酒丸字中畑、字中内、字天神、字篠山、字堀角、字東並、 字東畑、字屋敷下、字横道、字薬師脇、字薬師前、字前原及び字ぐみ下並びに上郷字宿裏、字道角、字金村西、 字浅見及び字大境並びに沼田字下坪、字沼田前、字雷神下、字上ノ坪、字中坪、字天神脇、字叶ヒ、字八幡前、 字八幡、字馬場、字八幡後及び字西川面並びに筑波字上坪及び字合ノ内並びに国松字東八反田、字馬場、字垣 根下、字東坪、字宮ノ脇、字大根山、字大峯下、字山際、字杉ノ下及び字寺前並びに木俣字壱本杉、字稲荷下、 字上山、字宮前、字西山、字西原、字寺ノ前、字柏塚及び字道祖神並びに今鹿島字大日、字今鹿島、字程嶋、 字溜井西,字大堤,字細田西,字浅間,字古屋敷東及び字良弁並びに上野字成井,字陣場,字後田,字前原, 字西久保,字天神,字石塔,字定使,字大木,字前谷津及び字井戸向並びに上境字馬観音,字作ノ内,字池ノ 上及び字滝ノ台並びに柴崎字万観音、字禄呂師、字不動下、字大堀、字江子田及び字山ノ崎並びに栄字毘沙門 及び字中谷津並びに中根字中谷津、字遠原、字滝ノ台及び字昆沙門並びに横町字遠原、字中谷津、字中谷、字 中原及び字小谷津並びに金田字大堀、字西原及び字谷頭並びに東岡字講端、字海道端、字北原、字中畑、字上 中谷、字西原及び字東岡並びに長高野字前畑及び字鳥瓜並びに刈間字西向並びに西大橋字這坂、字芝山、字中 山、字塚山、字清水台、字硲、字硲間、字南台、字大窪渕及び字大窪並びに舘野字久保、字山中、字前中、字 舘野及び字ウチデ並びに今泉字善正並びに上横場字西妻,字本郷地,字道心塚,字下堀及び字善正並びに島名 字入谷津及び字榎内の各一部の区域を加える。

茨城県告示第419号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により,事業計画の変更を認可したので,同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき,次のとおり告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 稲敷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

稲敷東部台都市計画下水道事業

新利根町公共下水道

3 事業施行期間 平成7年7月6日から 平成23年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第420号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 河内町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

稲敷東南部都市計画下水道事業

河内町公共下水道

3 事業施行期間 平成11年12月20日から

平成23年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

変更なし

······

茨城県告示第421号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 利根町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業

利根町公共下水道

3 事業施行期間 昭和51年2月19日から

平成23年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和51年茨城県告示第186号,昭和54年茨城県告示第1642号,昭和56年茨城県告示第727号,昭和57年茨城県告示第1197号,平成3年茨城県告示第418号,平成7年茨城県告示第1029号及び平成11年茨城県告示第1299号の事業地のうち利根町大字立木字が切下並びに大字上曽根字下坪及び字三の耕地並びに大字立崎字内前及び字中坪の各一部の区域を削除する。

茨城県告示第422号

茨城県民木造住宅等建設資金 (マイハウス資金) 利子補給金交付要項 (昭和61年茨城県告示第77号) の一部を次のように改正する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「指定を」を「登録を」に改め、同号を同項第12号とし、同項に次の1号を加える。

(13) フラット35利用住宅 公庫の証券化支援事業 (以下「フラット35」という。) に係る適合証明書の交付を受けられる住宅をいう。

第3条第3号ただし書中「前条第2項第8号から第10号」を「前条第2項第8号又は第9号」に改め、「あっては、」 の次に「当該収入金額又は所得金額が」を加える。

第4条第1号中「第2条第2項第10号」を「第2条第2項第9号」に改め、同項第3号ア中「第87条又は第88条」を「第94条又は第95条」に改め、同号に次のように加える。

エ フラット35利用住宅

第7条第1項第4号に次のように加える。

エ 第4条第3号エに規定する住宅 フラット35に係る設計検査に関する通知書の写し

第7条第2項第2号中「第4条第3号イ又はウ」を「第4条第3号イから工まで」に改める。

第14条の2に次の1号を加える。

(4) 第4条第3号エに規定する住宅 フラット35に係る適合証明書の写し

様式第1号中

公庫資金併用・住宅性能保証制度・住宅性能表示制度 (いずれかに を付けてください。) マ

公庫資金併用・住宅性能保証制度・住宅性能表示制度・フラット35併用 (該当する承認要件に を付けてください。)

に,

「住宅金融公庫借入」を「住宅金融公庫又はフラット35借入」に、

Г								
•						を		
Г								
•						に,	「第87条又は第88条」を「第94条又は第95条」に	<u>۔</u>

- 「ウ 設計住宅性能評価書の写し 」を
- 「ウ 設計住宅性能評価書の写し

___ に、「住宅建設資金借入申込書」を「住宅建設資金融資借

エ フラット35に係る設計検査に関する通知書の写し」

入申込書」に改め、「地域木造住宅,」を削る。

様式第3号中「申込」を「申込み」に、「又は建設住宅性能評価書の写し」を「,建設住宅性能評価書又はフラット35に係る適合証明書の写し」に改める。

様式第6号中「第9条第2項」を「第9条第1項」に改める。

様式第9号中「第10条第1項第3号」を「第10条第3号」に改める。

様式第11条中「第13条第2項」を「第13条第1項」に改める。

付 則

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に、この告示による改正前の茨城県民木造住宅等建設資金 (マイハウス資金) 利子補給金

交付要項第8条の規定により利子補給金交付対象者としての承認を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

茨城県告示第423号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の4で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し、平成18年4月1日 から施行する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 1 公所 中 「病院」を削り、「都市建設事務所」を「つくばまちづくりセンター」に改め、「高等学校」の次に「太田第二高等学校里美校」を加える。

······

茨城県告示第424号

土浦市大字上高津字館下464番地に事務所を置く土浦市外十五ヶ町村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので,同条第17項の規定により公告する。

平成18年3月30日

茨城県土浦土地改良事務所長 萩 島 利 孝

退任

職名	氏	名	住
理 事	中 根	直衛	つくば市羽成35番地

茨城県告示第425号

笠間市石井717番地に事務所を置く箱田中央土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年 法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成18年3月30日

茨城県水戸土地改良事務所長 庄 司 昭 也

就 任

職	名	氏	名	住	所
理	事	栁 橋	寛	笠間市箱田1815番地の1	

茨城県告示第426号

平成18年2月22日付け土土改指令第10号をもって認可した団体営事業小幡地区の換地計画の更正については、八郷町土地改良区理事長 臼井 山 から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

平成18年3月30日

茨城県土浦土地改良事務所長 萩 島 利 孝

茨城県告示第427号

平成18年2月23日付け筑土改指令第20号をもって認可した桜川市営農業基盤整備事業犬田地区(全換地区)の換地計画については、桜川市長中田裕から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成18年3月30日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

······

茨城県告示第428号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により県営畑地帯総合整備事業豊里中部地区 (第1 換地区) に係る換地処分をした。

平成18年3月30日

茨城県土浦土地改良事務所長 萩 島 利 孝

······

茨城県告示第429号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により県営畑地帯総合整備事業豊里中部地区 (第4 換地区) に係る換地処分をした。

平成18年3月30日

茨城県土浦土地改良事務所長 萩 島 利 孝

······

(教育委員会)

茨城県教育委員会告示第30号

茨城県立歴史館資料取扱要項 (昭和56年6月15日茨城県教育委員会告示第6号) の一部を次のように改正する。

平成18年3月30日

茨城県教育委員会委員長 佐 藤 守 弘

第1条中「第8条、第9条及び第10条」を「第13条、第14条及び第15条」に改める。

第3条及び第10条中「第8条」を「第13条」に改める。

第23条中「第9条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第28条中「第10条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第35条中「第10条第2項」を「第15条第2項」に改める。

付 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

······

茨城県教育委員会告示第31号

茨城県立歴史館入館及び施設使用取扱要項 (昭和56年6月15日茨城県教育委員会告示第7号) は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月30日

茨城県教育委員会委員長 佐 藤 守 弘

······

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により委嘱した 少年指導委員の活動区域を次のとおり変更したので、告示する。

平成18年3月30日

茨城県公安委員会委員長 鈴 木 明 夫

	47	住 所	活 動	区域	変 更 日		
氏	名	<u>住</u> 所	変 更 前	変 更 後	及 史 口		
菊地	正一	つくばみらい市上島1088 - 2					
栗原	亨	つくばみらい市山王新田440	つくば中央	党	亚世40年 2 日07日		
山野井	周一	つくばみらい市豊体1670 - 3	警察署管内	常総警察署管内	平成18年3月27日		
吉原	稔	つくばみらい市福原205					

公

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 小室 和久から,平成18年3月20日,労働関係調整法(昭和21年法律第 25号) 第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

賃上げ及び労働条件改善等に関する要求

2 日 時

平成18年3月31日 (金) 午前零時以降,要求書解決に至る間

- 3 施 設
- (1) 回春荘病院 日立市大みか町 6 17 1
- (2) 美浦中央病院 稲敷郡美浦村宮地596
- 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を、単独または併用して実施する。 ただし、ストに入った場合、保安要員については協定に基づき除く。

- 5 争議をおこなう組織
- 執行委員長 栗田 浩司 (1) 回春荘病院労働組合
- (2) 美浦中央病院労働組合 執行委員長 武田 弘行

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のと おり報告があったので、同条第4項により公示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病 の種類	家畜の種類	患畜及び疑似 患畜の区分		発生頭数	発生場所	発 生 年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患	畜	1頭	かすみがうら市	平成18年 3月13日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分
ヨーネ病	牛	患	畜	1頭	かすみがうら市	平成18年 3月14日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

······

基本測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法 第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量 (精密地形調査)
- 3 作業終了日 平成18年2月28日
- 4 作業地域 日立市,高萩市,北茨城市,ひたちなか市,鹿嶋市,神栖市,鉾田市 (旧鉾田町,旧旭村,旧大洋村),東茨城郡大洗町,那珂郡東海村

都市計画法による命令

次の建築物は、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定に違反しているので、平成18年3月20日付けで、同法第81条第1項の規定に基づき同建築物の使用禁止を命じた。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 命令を受けた者の住所及び氏名

茨城県神栖市波崎1251

有限会社グリーンネット 代表取締役 石田 進

- 2 所 在 茨城県神栖市波崎1267番1,同番2,同番32,同番38
- 3 用 途 倉庫 (休憩室トイレを含む)
- 4 構造・規模 木造・平家建 延べ面積 約75平方メートル

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について,次の区域の工事が完了したので,同法第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字常井字屋敷付497番2,字西ノ内498番2

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字常井498番地

江 橋 慎 人

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(2 工区)

鹿嶋市大字津賀字サンテイ1392番2の一部,1393番1,1394番の一部,字五安1391番3,字五安カタ1421番の一

2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市大字平井1187番地1

鹿嶋市長 内 田 俊 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市さくら台2丁目16番3,同番10

2 事業主の住所及び氏名

牛久市さくら台2丁目16番地1

中 村 とみ子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 牛久市中央四丁目17番12, 同番28, 同番29, 同番30, 同番31, 同番32, 同番33

2 事業主の住所及び氏名

牛久市中央四丁目17番地21

大須賀 政 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市葛生字鍋隠シ1446番4

2 事業主の住所及び氏名

古河市葛生1417番地3

高 橋 正 行

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市下山町1013番2,1015番1,1016番1,1017番1,1026番(第2工区)

2 事業主の住所及び氏名

古河市下山町 2番24号

山中サト,山中 進

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市仁連字上高野1910番129

2 事業主の住所及び氏名

古河市仁連1910番地132

·······

大 柄 明 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 古河市牧野地字内道附431番1,同番4

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字長井戸1703番地1

株式会社 坂東太郎

代表取締役 青 谷 洋 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常総市豊岡町字屋敷下乙1455番10,同番11

2 事業主の住所及び氏名

常総市豊岡町乙1366番地13

栃 木 輝 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市小川字から古山927番3

2 事業主の住所及び氏名

栃木県芳賀郡二宮町さくら1丁目14番地7ひばりハイツ102号

倉 茂 憲 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市野殿字新原1246番5

2 事業主の住所及び氏名

筑西市西方1579 - 4

星 野 充

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市岩井字孫六2720番1,同番12

2 事業主の住所及び氏名

坂東市岩井4356番地1

石塚常吉,石塚英子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市逆井字前原2658番10,同番11

2 事業主の住所及び氏名

坂東市逆井2829番地

稲毛田刃物工業株式会社

代表取締役 稲毛田 茂

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 桜川市木植字前522番 1,523番 2,字宮前759番 2

2 事業主の住所及び氏名

桜川市木植505

木植ふるさとコミュニティセンター建設委員会

委員長 佐 谷 英 雄

道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。 平成18年3月30日

> 茨城県知事 橋 本 昌

*************************************		申	請者	送吸の位置	道路の幅員	員及び延長
指定番号	指定年月日	氏 名	住 所	一道路の位置	幅員	延長
鹿総建指令					メートル	メートル
第 599 号	平成18年3月10日	株式会社セ ントラルエ ステート 代表取締役 木村喜久男	東茨城郡美野里町大 字中台164番地の 2	鉾田市汲上字八丁2686 番24,同2690番18	4.50	34.95

指定番号	指定年月日	申 請 者			者	満敗の位置	道路の幅員及び延長			
		氏	名	住	所	道路の位置	幅員	延長		
鹿総建指令							メートル	メートル		
第 607 号	平成18年3月16日	高野	強	鉾田市串挽942		鉾田市串挽942		鉾田市串挽字十三仏 1310番15	6.20	48.20

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成18年3月30日

茨城県立中央病院長 大 倉 久 直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 茨城県立中央病院医事業務等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県立中央病院

茨城県笠間市鯉渕6528

- 3 落札を決定した日 平成18年2月28日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社 ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台2の9

5 落札金額

年額 164,264,400円 (消費税及び地方消費税抜き額)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成18年2月9日

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

茨城県立中央病院院内掃除業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県立中央病院

茨城県笠間市鯉渕6528

3 落札を決定した日

平成18年3月14日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 ジャパンメンテナンス

大阪府大阪市中央区南船場2-3-2

5 落札金額

年額 56,800,000円 (消費税及び地方消費税抜き額)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成18年2月13日

訓令

茨城県訓令第2号

茨城県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県庁議規程の一部を改正する訓令

茨城県庁議規程 (昭和41年茨城県訓令第14号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 病院事業管理者

第4条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 出納事務局長

第4条第3項中「総務部総務課長」の次に「、総務部財政課長」を加える。

第6条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会)

茨城県教育委員会訓令第11号

教職員の旅費の調整基準に関する訓令及び研修,講習,訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月30日

茨城県教育委員会委員長 佐 藤 守 弘

教職員の旅費の調整基準に関する訓令及び研修,講習,訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の一部を改正する訓令

(教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部改正)

第1条 教職員の旅費の調整基準に関する訓令 (平成2年茨城県教育委員会訓令第1号) の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(外国旅行の携行品等の調整)

- 第11条 前条に定めるもののほか、外国旅行をする際、当該旅行に最低限必要な携行品の準備等に特に費用を要する場合は、その実費額を、条例第36条に規定する旅行雑費として支給することができるものとする。
- 2 旅行命令権者は、前項の実費額を旅行雑費として支給する場合には、あらかじめ、又はその都度、その額について茨城県教育委員会教育長と協議して調整しなければならない。

(研修,講習,訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準の一部改正)

第2条 研修,講習,訓練等を受ける場合の日額旅費の調整基準 (昭和40年茨城県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(特定の県有施設を利用する場合)

第2条 次の表に掲げる施設に宿泊することが定められ、又はそれらの施設を利用する便宜が与えられている場合 (職員が自己の便宜により、これを利用しない場合を含む。次条において同じ。)の日額旅費は、旅費規則第13条 第3項第1号の表に掲げる額に代えて、次の表に掲げる施設等の区分に応じて同表に定める額とする。

		公用車等	公用車等を利用 する旅行				
区分	県	外	県	内	在勤地内	在 著 か ら ロ ト ル	在勤公 署から 50キート メート ル未満
区分	陸路25km 未満 (在 勤地を除 く。)	陸路25km 以上 (在 勤地を除 く。)	陸路25km 未満 (在 勤地を除 く。)	陸路25km 以上 (在 勤地を除 く。)			
茨城県立西山研修所,茨城県	円	円	円	円	円	円	円
立中央青年の家及び茨城県立	2 200	2,600	2,200	2,600	2,200	2,400	2,100
里美野外活動センターに付設	2,200						2,100
されている宿泊施設							
茨城県立白浜少年自然の家及	2,300	2,800	2,300	2,800	2,300	2,500	2,200
び茨城県立さしま少年自然の							
家に付設されている宿泊施設							
茨城県女性プラザに付設され	4,800	5,200	4,800	5,200	4,800	4,900	4,600
ている宿泊施設							
茨城県教育研修センターに付	3,000	3,400	3,000	3,400	3,000	3,100	2,800
設されている宿泊施設							
茨城県自治研修所に付設され	2,600	3,100	2,600	3,100	2,600	2,800	2,500
ている宿泊施設							
県の機関に付設されている寄							
宿舎, 寮等 (食事の提供があ	1,900	2,300	1,900	2,300	1,900	2,000	1,700
るものに限る。)							

備考

- 1 「県外」とは在勤公署の存する都道府県外を、「県内」とは在勤公署の存する都道府県内をいう。
- 2 旅行の路程の計算については、鉄道4km、水路2kmをもって、それぞれ陸路1kmとみなす。

第4条を次のように改める。

(一般の宿泊施設を利用する場合)

第4条 引き続き2月以上にわたる研修等を受ける場合で、特定の施設を利用する便宜が与えられていないものの日 額旅費は、旅費規則第13条第3項第1号の表に掲げる額に代えて、次の表に掲げる地域等の区分に応じて同表に定 める額とする。

	分		公用車等を利用しない旅行					公用車等を利用 する旅行		
Ĭ		分	県外		県内			在勤公	在勤公	
			陸路25km 未満 (在 勤地を除 く。)	陸路25km 以上 (在 勤地を除 く。)	陸路25km 未満 (在 勤地を除 く。)	陸路25km 以上 (在 勤地を除 く。)	在勤 地内	署から 50キート メル	署から 50キロ メート ル未満	
	地	3 方	円	円	円	円	円	円	円	
甲			4,000	4,800	3,500	4,000	3,500	3,700	3,400	
Z	地	方	3,100	3,900	2,600	3,100	2,600	2,800	2,500	

備考

- 1 「県外」とは在勤公署の存する都道府県外を、「県内」とは在勤公署の存する都道府県内をいう。
- 2 旅行の路程の計算については、鉄道4km,水路2kmをもって、それぞれ陸路1kmとみなす。

付 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の教職員の旅費の調整基準に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

茨城県教育委員会訓令第10号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月30日

茨城県教育委員会委員長 佐 藤 守 弘

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程(昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 大子地区住宅の項中「県立大子第一高等学校長」を「県立大子清流高等学校長」に、同表常陸太田地区折橋住宅の項中「県立里美高等学校長」を「県立太田第二高等学校長」に改める。

付 則

この訓令は平成18年4月1日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月) (金 3,060円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978番6 茨城県総務部総務課 電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)